# 熊谷市公共施設等総合管理計画

（令和７年度　改定案）

熊谷市

目次

第１章　総合管理計画の概要 ..... 1
第１節　本計画の目的 ..... 1
第２節　本計画の位置付け ..... 1
第３節　計画期間 ..... 2
第４節　対象施設 ..... 2
第５節　取組体制及び情報管理・共有方策 ..... 4
第６節　進捗状況の評価及び本計画の見直し ..... 9
第２章　公共施設等を取り巻く現状及び課題 ..... 10
第１節　建築物の状況 ..... 10
１　保有等の状況 ..... 10
２　老朽化の状況 ..... 13
３　耐震化の状況 ..... 14
第２節　インフラ施設の状況 ..... 15
１　公園 ..... 16
２　道路 ..... 16
３　橋梁 ..... 16
４　上水道 ..... 16
５　公共下水道 ..... 17
６　農業集落排水施設 ..... 17
７　河川等管理施設 ..... 17
第３節　公共施設等の経費及び財源の状況等 ..... 18
１　経費及び財源の状況 ..... 18
２　経費の推計 ..... 19
３　中長期的な経費・財源の見込み及び各個別施設計画の効果額 ..... 19
第４節　現状及び課題に関する基本認識 ..... 21
１　人口の現状及び推計 ..... 21
２　財政の現状及び課題 ..... 24
３　現状及び課題に関する基本認識 ..... 26
第３章　管理等に関する基本的な考え方 ..... 28
第１節　基本的な考え方 ..... 28
第２節　数値目標 ..... 28
１　公共施設等の総経費に関する数値目標 ..... 29
２　公共施設等への投資に関する数値目標 ..... 31
第３節　個別の実施方針・推進方針 ..... 32
１　点検・診断等の実施方針 ..... 32
２　維持管理・更新等の実施方針 ..... 33
３　安全確保の実施方針 ..... 34
４　耐震化の実施方針 ..... 35
５　長寿命化の実施方針 ..... 36
６　ユニバーサルデザイン化の推進方針 ..... 37

7　脱炭素化の推進方針 ..... 37
8　統廃合・複合化の推進方針 ..... 37
9　推進体制の構築方針 ..... 39
10　市民との情報共有の推進方針 ..... 39
11　ＰＰＰ/ＰＦＩの実施方針 ..... 40
12　跡地活用の推進方針 ..... 41
第４章　公共施設マネジメントの進捗状況 ..... 42
第１節　　建築物とインフラ施設の保有量 ..... 42
第２節　　現在の進捗状況 ..... 44
第３節　　評価と改善 ..... 46
第５章　施設区分（類型）ごとの考え方 ..... 48
第１節　施設の分類と地域拠点施設の考え方 ..... 48
1　広域施設と地域施設 ..... 48
2　地域拠点施設 ..... 50
第２節　建築物 ..... 52
1　庁舎等 ..... 52
2　行政施設等 ..... 52
3　市民文化施設 ..... 52
4　社会教育施設 ..... 52
5　人権施設 ..... 52
6　保健福祉施設 ..... 53
7　水浴施設 ..... 53
8　産業施設 ..... 53
9　消防施設 ..... 53
10　環境施設 ..... 53
11　防災・河川施設（倉庫） ..... 53
12　公園・スポーツ施設 ..... 53
13　公共交通施設等 ..... 54
14　葬斎施設 ..... 54
15　学校施設 ..... 54
16　子育て支援施設 ..... 54
17　し尿処理施設 ..... 54
18　市営住宅 ..... 54
第３節　インフラ施設 ..... 55
1　公園 ..... 55
2　道路 ..... 55
3　橋梁 ..... 55
4　上水道 ..... 55
5　公共下水道 ..... 56
6　農業集落排水施設 ..... 56
7　河川等管理施設 ..... 56
第６章　本計画の見直し等に当たっての留意事項・視点 ..... 57

第１節　行政サービスの水準と民間施設の活用等について ..... 57
第２節　新規整備の許容と抑制について ..... 57
第３節　隣接市町との広域連携等について ..... 58
付録 ..... 59

# 第１章　総合管理計画の概要

本章では、この「熊谷市公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）の目的や位置付けなどについて述べます。

## 第１節　本計画の目的

本計画は、本市が所有するすべての公共施設等[1]を、長期的な視点をもって総合的かつ計画的に管理するための計画です。施設の老朽化対策や財政負担の軽減を目指し、統廃合、長寿命化、適正配置などを地域の実情に合わせて総合的に進めることを目的としています。

現在、公共施設等の維持・更新等は、全国的な課題となっています。本市においても、次のような状況や課題があります。

⑴　1970～90（昭和 45～平成 2）年代を中心に整備された公共施設等が、2030～50（令和 12～32）年代を中心として大量に更新時期を迎え、今後、多額の費用が必要となる見込みであること。
⑵　人口減少等に伴う税収減（収入減少）と高齢化の進行等による社会保障費の増大（支出増加）という環境の中で、インフラを含む施設の更新等のための財源を確保・捻出していかなければならないこと。
⑶　老朽・未耐震施設の損壊によって生じる危険等を未然に防止する必要があること。
⑷　合併により生じた重複施設等の整理統合を進め、効率的に施設サービスを提供すべきこと。

本計画は、これらの状況や課題に適切に対応していくための基本的な取組方針を定めるものです。人口減少は税収の減少という面と利用者の減少という面を併せ持つことから、本計画では、施設の「量」を維持するのではなく、市民１人当たりのサービス水準という「質」の維持・向上を図っていくというスタンスも取り入れています。

また、本計画は、本市の公共施設等を全体としてとらえ、マクロの視点からの方向付けを行うものです。個々の施設の具体的な更新・統廃合の方向性については、「熊谷市個別施設計画[2]」（以下「個別施設計画」という。）をはじめとする本市の各種の個別施設計画（以下「各個別施設計画」と総称する。）に記載しています。

なお、各施設の具体的な情報は、「熊谷市公共施設白書」（以下「施設白書」という。）として別に取りまとめています。

## 第２節　本計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である熊谷市総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）の下位計画として本市の諸施策の中に位置付けられるとともに、各個別施設計画の上位計画として、公共施設マネジメントにおける基本的な取組方針を定めています。

本市の公共施設マネジメントの体系は、図表 1 のとおりです。

---

1 公共施設等：本計画では、学校や図書館などのいわゆるハコモノ施設（一般的な公共施設）と、道路や上下水道などのインフラ施設（都市基盤施設）とを併せて、「公共施設等」といいます。

2 熊谷市個別施設計画：2020（令和 2）年 3 月策定、2023 年（令和 5）年 3 月改定。主にハコモノ施設に関する個別施設計画で、①庁舎等編～⑯子育て支援施設編の全 16 編で構成されています。

**図表 1　本市の公共施設マネジメントの体系**

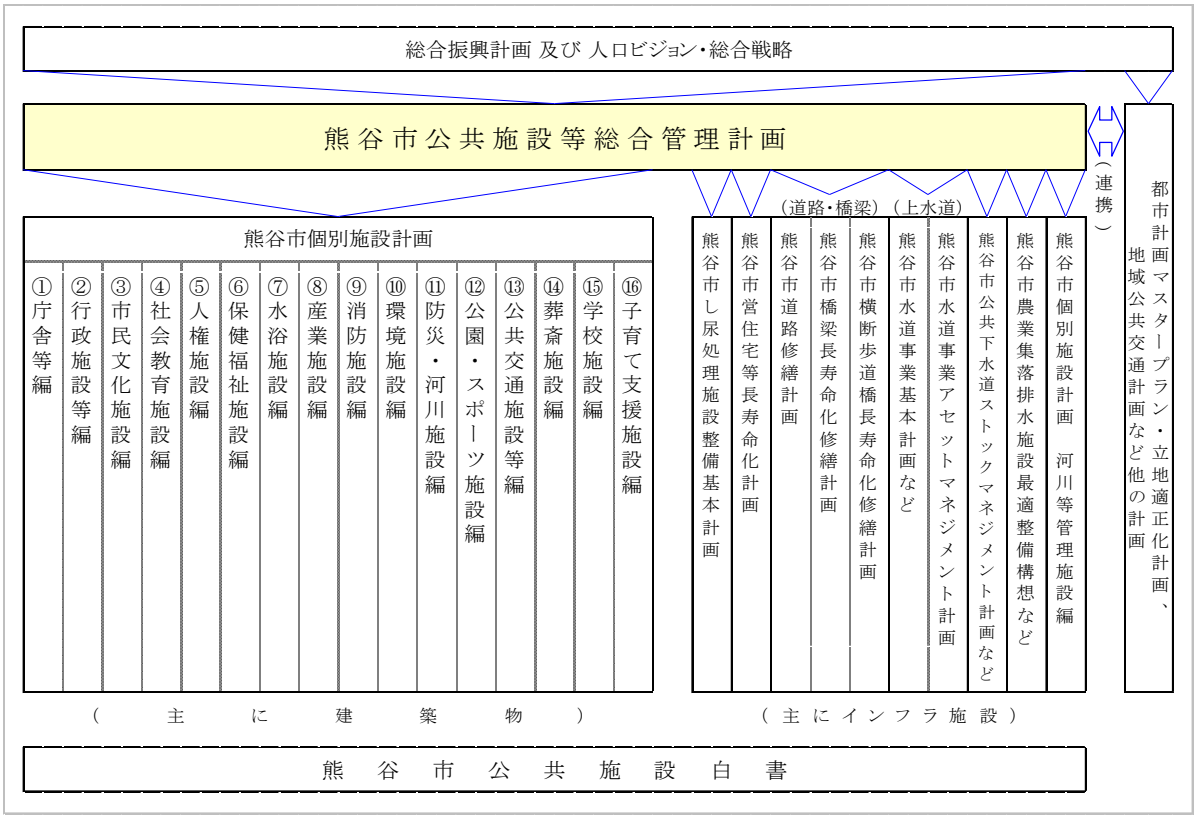


## 第３節　計画期間

長期的な視点からの取組を可能とするため、本計画の計画期間は、2020（令和 2）年度から 2059（令和 41）年度までの 40 年間とし、5 年ごとに見直しを行います。

計画期間の一部をなす 5 年間を単位とする各期間について、個別施設計画との整合性を踏まえ、「第 1 期後半」（2020～24 年度）、「第 2 期前半」（2025～29 年度）といった呼称を用いますが、同時に「2020 年度期」（2020～24 年度）、「2025 年度期」（2025～29 年度）といった呼称も併用することとします。

本計画及び他の各種計画の計画期間相互の関係は、図表 2 のとおりです。

## 第４節　対象施設

本計画の対象施設は、原則として、市が保有、維持管理又は運営をする全ての施設（建築物及びインフラ施設[3]）です。

なお、本市以外が保有・管理する施設のうち大里広域市町村圏組合[4]が保有する廃棄物処理施設等は、施設が大規模で更新費用等も多額であることから例外的に対象とします。その更新費用の推計に当たっては、構成市町の負担割合を考慮し、本市の実質的な負担額を算出することとします。

---

3 建築物及びインフラ施設：総務省が示す分類を参考に、「建築物」とは、学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうちインフラ施設を除いたものとし、「インフラ施設」とは、道路、橋梁（きょうりょう）、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物とします。

4 大里広域市町村圏組合：熊谷市、深谷市及び寄居町によって構成される一部事務組合（特別地方公共団体の一種）で、構成市町からの負担金等を財源として、当該 2 市 1 町の区域における廃棄物処理及び介護保険に関する事務を処理しています。なお、2032 年 3 月に解散を予定しています。

## 図表 2　総合振興計画、人口ビジョン・総合戦略、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の計画期間と相互の関係

| 総合振興計画 | 第2次 | | （第3次） | | （第4次） | | （第5次） | | （第6次） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 前期 | 後期 | （前期） | （後期） | （前期） | （後期） | （前期） | （後期） | （前期） |

| 人口ビジョン・総合戦略 | 第2期 | （第3期） | （第4期） | （第5期） | （第6期） | （第7期） | （第8期） | （第9期） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| 年度（西暦） | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 | 2032 | 2033 | 2034 | 2035 | 2036 | 2037 | 2038 | 2039 | 2040 | 2041 | 2042 | 2043 | 2044 | 2045 | 2046 | 2047 | 2048 | 2049 | 2050 | 2051 | 2052 | 2053 | 2054 | 2055 | 2056 | 2057 | 2058 | 2059 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| 公共施設等総合管理計画 | 2020年度期（第1期後半） | | | | | 2025年度期（第2期前半） | | | | | 2030年度期（第2期後半） | | | | | 2035年度期（第3期前半） | | | | | 2040年度期（第3期後半） | | | | | 2045年度期（第4期前半） | | | | | 2050年度期（第4期後半） | | | | | 2055年度期（第5期前半） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| 個別施設計画<br>①庁舎等編　～<br>⑯子育て支援施設編 | 第1期後半 | | | | | 第2期前半 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| 年度（元号） | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 | R17 | R18 | R19 | R20 | R21 | R22 | R23 | R24 | R25 | R26 | R27 | R28 | R29 | R30 | R31 | R32 | R33 | R34 | R35 | R36 | R37 | R38 | R39 | R40 | R41 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 策定・改定　総合振興計画 | | | ◇ | | | | | ○ | | | | | ◇ | | | | | ○ | | | | | ◇ | | | | | ○ | | | | | ◇ | | | | | ○ | | |
| 策定・改定　人口ビジョン・総合戦略 | | | | | ◇ | | | | | ○ | | | | | ◇ | | | | | ○ | | | | | ◇ | | | | | ○ | | | | | ◇ | | | | | ○ |
| 策定・改定　公共施設等総合管理計画 | ○ | | | | | ◇ | | | | | ○ | | | | | ◇ | | | | | ○ | | | | | ◇ | | | | | ○ | | | | | ◇ | | | | |
| 策定・改定　個別施設計画 | | ○ | | | | | ◇ | | | | | ○ | | | | | ◇ | | | | | ○ | | | | | ◇ | | | | | ○ | | | | | ◇ | | | |

＊1　総合振興計画及び人口ビジョン・総合戦略の第3次（第3期）以降は、仮定による。

＊2　公共施設等総合管理計画は、計画期間を40年間とし、5年ごとに見直しを行う。

＊3　主にハコモノ分野の個別施設計画（①庁舎等編～⑯子育て支援施設編）は、計画期間を10年間とする。

＊4　主にインフラ分野の各個別施設計画の改定時期等については、それぞれの計画に定めるところによる。

＊5　「総合振興計画」、「人口ビジョン・総合戦略」、「公共施設等総合管理計画」、「個別施設計画」の策定・改定を一つのサイクルとして考えています。
例えば、◇で示したR4総合振興計画からR8個別施設計画が一連のサイクル、○で示したR9総合振興計画からR13個別施設計画が一連のサイクルとなります。

## 第５節　取組体制及び情報管理・共有方策

公共施設マネジメントに取り組むための庁内組織として、本市では、施設マネジメント推進委員会と分野別検討会が設置されています。取組体制の概要は、図表 3 のとおりです。

施設マネジメント推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、庁内横断的な検討組織で、主に部長級の職員によって構成され、本計画や個別施設計画の改定案の審議、計画目標の達成状況の評価等を所掌します。推進委員会の規程は、図表 4 のとおりです。

分野別検討会は、推進委員会の下部組織で、対象施設の種類（庁舎等、市民文化施設など）又は所管事項（都市整備等、跡地利用など）といった分野別に設置されています。主に課長級の職員によって構成され、各個別施設計画の改定案の審議等を所掌します。分野の設定に当たっては、組織横断的な視点からの検討が可能となるように、必要に応じ、既存の部の枠組みを越えて関係課をグループ分けしていきます。（図表 4 の別表１参照）

各個別施設計画に記載された具体的な事業の推進については、実施計画立案・予算要求の段階から各所管が主体的に取り組んでいきます。施設マネジメント課は、推進委員会の事務局や分野別検討会に関与するとともに、全体の調整・進捗管理を担当します。

情報管理・共有の方策としては、固定資産台帳を含む公会計システムにより、各施設の延床面積、構造、建築年月日、コスト等の基本情報の把握・集計・分析等を行います。また、内部情報システムによる庁内電子掲示板・電子キャビネット等への掲示・格納等により、全庁的な情報共有が図られています。

**図表 3　本市の公共施設マネジメントの取組体制**

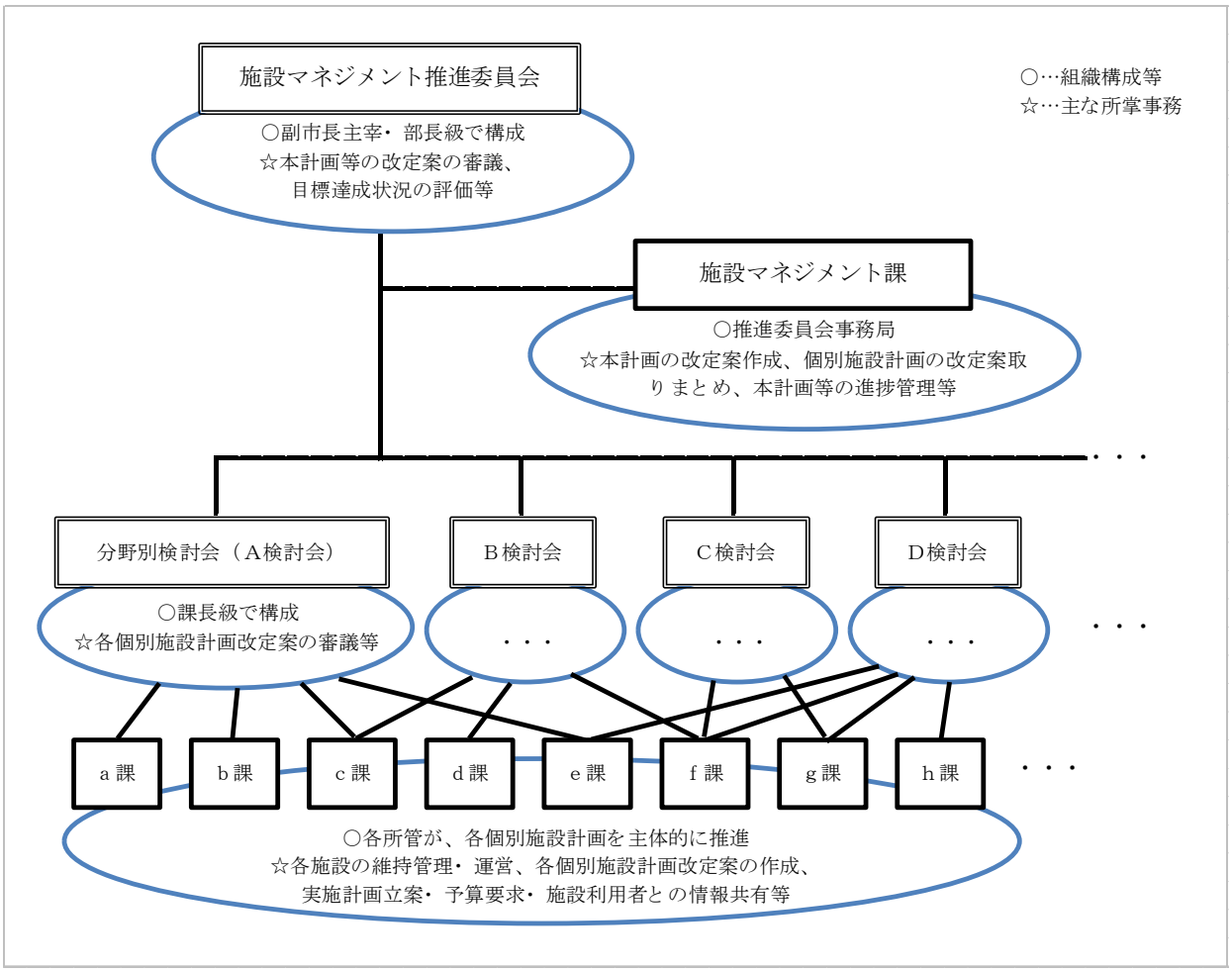

**図表 4　施設マネジメント推進委員会規程**

熊谷市施設マネジメント推進委員会規程

（設置）

第１条　現に進行する人口減少及び少子高齢化並びにこれらによって規定される将来の財政状況等を勘案しつつ、可能な限り住民サービスの維持・向上を図ることを目標として、市が保有・管理する公共施設の保全、更新、統廃合等を総合的かつ計画的に推進するための組織として、熊谷市施設マネジメント推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事務を行う。

⑴　施設マネジメントに関する調査及び研究

⑵　施設マネジメントに関する計画の策定及び更新に係る案の作成

⑶　前２号のほか、委員会の設置目的達成のために必要な事項

（組織）

第３条　委員会に、委員長、副委員長及び委員若干人を置く。

２　委員長は、総合政策部に属する事務を担任する副市長の職にある者をもって充てる。

３　副委員長は、他の副市長の職にある者及び総合政策部長の職にある者をもって充てる。

４　委員は、熊谷市経営戦略会議規程（平成１９年訓令第５２号）第３条第１項の規定により市長が指名した職員（教育長を除く。）をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員長は、委員会の会務を総理する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　第１項の規定にかかわらず、経営戦略会議の開催に合わせて委員会の会議を開催するときは、委員長は、会議の招集手続を省略することができる。

（経営戦略会議への付議による委員会の開催等）

第６条　委員会において審議するべき案件を経営戦略会議の議に付したときは、委員会の会議を開催し、審議したものとみなす。

第７条　削除

（分野別検討会）

第８条　分野別の計画案等について必要に応じ検討するため、分野別検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

２　各検討会の名称、主な対象施設又は所管事項、構成部署等は、おおむね別表１及び２のとおりとする。
３　各検討会に検討会会長及び検討会委員若干人を置く。
４　検討会会長は、別表に定める代表課の長又は担当副参事とする。
５　検討会委員は、別表に定める構成部署の長又は担当副参事とする。
６　検討会会長は、その必要があると認めるときは、検討会委員以外の職員の検討会への出席を求めることができる。
７　前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会委員に協議の上、検討会会長が定める。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、総合政策部施設マネジメント課において処理する。

（委任）

第１０条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則（平成２６年３月２７日決裁）

この規程は、決裁の日から施行する。

附　則（平成２７年３月３０日決裁）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月２８日決裁）

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年５月７日決裁）

この規程は、決裁の日から施行する。

附　則（平成３１年３月１９日決裁）

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月３１日決裁）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年１１月１０日決裁）

この規程は、決裁の日から施行する。

附　則（令和３年４月７日決裁）

この規程は、決裁の日から施行する。

附　則（令和４年２月２１日決裁）

この規程は、決裁の日から施行する。

附　則（令和４年４月１日決裁）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年４月１日決裁）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年５月１日決裁）

この規程は、令和５年５月１日から施行する。

附　則（令和６年３月２７日決裁）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月１９日決裁）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年４月１日決裁）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

別表１（第８条関係）

| No. | 名称 | 主な対象施設又は所管事項 | 構成部署 |
|---|---|---|---|
| 1 | 庁舎等検討会 | 庁舎（江南複合施設を含む。）、男女共同参画推進センター【ハートピア】、独立の倉庫 | 施設マネジメント課、◎庶務課、男女共同参画室、大里行政センター、妻沼行政センター、江南行政センター、選挙管理委員会事務局 |
| 2 | 行政施設等検討会 | 出張所・連絡所、パスポートセンター、 環境美化センター、土地区画整理事業関係施設、維持課分室、その他の施設・建物 | ◎施設マネジメント課、商業観光課、市民課、パスポートセンター、環境美化センター、土地区画整理事務所、維持課、大里行政センター、妻沼行政センター |
| 3 | 市民文化施設検討会 | コミュニティ施設及び市民活動支援センター、公民館、スポーツ・文化村【くまぴあ】、老人憩の家、地域コミュニティセンター、障害福祉会館、商工会館、その他の市民文化施設 | 施設マネジメント課、市民活動推進課、長寿いきがい課、障害福祉課、商業観光課、農業政策課、江南行政センター、社会教育課、◎中央公民館、妻沼中央公民館 |
| 4 | 社会教育施設検討会 | ホール、図書館、博物館的施設、歴史公園 | ◎社会教育課、妻沼中央公民館、文化会館、熊谷図書館、プラネタリウム館、江南文化財センター |
| 5 | 人権施設検討会 | 隣保館（春日文化センター）、集会所 | ◎人権政策課、保育課、社会教育課 |
| 6 | 保健福祉施設検討会 | 保健施設、急患診療所、心身障害児通園施設（あかしあ育成園） | ◎健康づくり課、熊谷保健センター、母子健康センター、休日・夜間急患診療所、保育課 |
| 7 | 水浴施設検討会 | 健康保持増進施設（健康スポーツセンター）、老人福祉センター、市民プール | ◎健康づくり課、長寿いきがい課、障害福祉課、公園緑地課、教育総務課、学校教育課 |
| 8 | 産業施設検討会 | めぬま有機センター、大里穀類乾燥調製施設、その他の加工施設等、道の駅、勤労者福祉施設 | ◎企業活動支援課、道の駅整備室、農業政策課、大里行政センター、妻沼行政センター、江南行政センター |
| 9 | 消防施設検討会 | 消防署・分署、消防団車庫 | ◎消防総務課、警防課 |
| 10 | 環境施設検討会 | し尿処理施設、廃棄物処理施設、水族館（ムサシトミヨ保護センター）、公衆トイレ、一般廃棄物最終処分場、旧妻沼清掃センター、その他の環境施設 | 商業観光課、◎環境政策課、環境推進課、第一水光園、荒川南部環境センター、妻沼南河原環境浄化センター、環境美化センター |
| 11 | 防災・河川施設検討会 | 準用河川、排水機場、防災倉庫、水防倉庫 | ◎危機管理課、管理課、河川課、大里行政センター、妻沼行政センター |
| 12 | 公園・スポーツ施設検討会 | 都市公園、屋内スポーツ施設、屋外スポーツ施設、都市公園以外の公園、緑化センター | スポーツタウン推進課、企業活動支援課、◎公園緑地課 |
| 13 | 公共交通施設等検討会 | 立体駐車場（本町駐車場）、平面駐車場、自転車駐車場（駐輪場）、自由通路、屋根付きバス待合所、熊谷駅前防犯センター安心館 | ◎企画課、安心安全課、商業観光課、都市計画課、維持課 |
| 14 | 葬斎施設検討会 | 葬斎施設（集会室を含む。） | ◎市民課、環境推進課 |
| 15 | 学校施設検討会 | 小・中学校、学校給食センター、幼稚園 | 施設マネジメント課、◎教育総務課、学校教育課 |
| 16 | 子育て支援施設検討会 | 保育所、児童館・児童クラブ、地域子育て支援拠点 | ◎こども課、保育課 |
| 17 | 市営住宅検討会 | 市営住宅 | 安心安全課、福祉総務課、◎営繕課 |
| 18 | 上下水道施設検討会 | 上水道施設、公共下水道施設、農業集落排水施設 | 環境推進課、◎経営課、水道課、下水道課 |
| 19 | 道路・橋梁検討会 | 道路・橋梁 | 管理課、道路課、◎維持課 |
| 20 | 公共施設等総合管理検討会 | スクールバスを含む地域公共交通の充実・再編、財源確保・財政平準化、使用料等の見直しなど | 企画課、財政課、◎施設マネジメント課 |
| 21 | 都市整備等検討会 | 地域防災計画、都市計画マスタープラン等との調整、開発・建築・消防等の規制確認など | 危機管理課、企画課、◎施設マネジメント課、都市計画課、開発審査課、建築審査課、営繕課、消防総務課 |
| 22 | 跡地利活用検討会 | 公共施設跡地利活用基準に基づいた施設跡地の利活用検討、小学校跡地への地域拠点施設整備（跡地利活用検討委員会に提示する活用案の検討を含む。）など | 危機管理課、企画課、◎施設マネジメント課、都市計画課、開発審査課、建築審査課 |
| 23 | 包括管理業務委託検討会 | 公共施設の包括管理業務委託の導入について | ◎施設マネジメント課、庶務課、契約課、保育課、営繕課、教育総務課、中央公民館<br>※その他、導入規模に応じた各施設所管課 |

（備考）１　検討会の代表課に◎印を付する。
２　対象施設又は構成部署のうち、個別施設計画を独自策定している施設又は部署に下（実線）を付する。
３　市有施設でない対象施設（市としては個別施設計画を策定しないもの）に下線（破線）を付する。

別表２（第８条関係）

| No. | 名称 | ●集約等の主な対象施設　⇒<br>☆新規整備予定施設、○既存施設 | 構成部署 |
|---|---|---|---|
| 1 | 子育て支援・保健拠点施設整備検討会 | ☆（仮称）こどもセンター<br>●荒川・銀座・石原・玉井の各保育所　⇒<br>☆（仮称）中央保育所<br>●熊谷保健センター、妻沼保健センター、母子健康センター　⇒<br>☆新保健センター<br>●休日・夜間急患診療所（内科・小児科）、休日急患診療所（歯科）　⇒<br>☆新休日・夜間急患診療所（内科・小児科） | 施設マネジメント課、健康づくり課、熊谷保健センター、母子健康センター、休日・夜間急患診療所、◎こども課、保育課 |
| 2 | （仮称）第１中央生涯活動センター整備検討会 | ●市民活動支援センター、障害福祉会館、商工会館、中央公民館　⇒<br>☆（仮称）第１中央生涯活動センター | 施設マネジメント課、庶務課、市民活動推進課、障害福祉課、商業観光課、営繕課、◎中央公民館 |
| 3 | （仮称）【アクアピア２】整備検討会 | ●老人福祉センター別府荘、周辺の小・中学校プール　⇒<br>☆（仮称）【アクアピア２】 | 施設マネジメント課、健康づくり課、長寿いきがい課、環境推進課、◎公園緑地課、教育総務課、学校教育課 |
| 4 | 荒川公園周辺再整備検討会 | ●市民体育館　⇒<br>☆（仮称）新市民体育館<br>●荒川公園（公園管理事務所、荒川児童遊園、戦没者慰霊塔等を含む。）　⇒<br>○荒川公園（リニューアル後）<br>●荒川児童館・児童クラブ　⇒<br>☆（仮称）桜木児童クラブ | 危機管理課、企画課、施設マネジメント課、◎スポーツタウン推進課、福祉総務課、保育課、都市計画課、開発審査課、建築審査課、公園緑地課、管理課 |
| 5 | （仮称）第２中央生涯活動センター整備検討会 | ●コミュニティセンター、大原公民館、上石公民館、婦人児童館、勤労青少年ホーム、勤労会館、勤労者体育センター、老人憩の家荒川荘　⇒<br>☆（仮称）第２中央生涯活動センター | 施設マネジメント課、◎市民活動推進課、長寿いきがい課、保育課、企業活動支援課、中央公民館 |

（備考）検討会の代表課に◎印を付する。

## 第６節　進捗状況の評価及び本計画の見直し

数値目標の達成度合いによって本計画の進捗状況を評価し、さらに当該評価に基づき本計画自体を見直す（改定する）というサイクルを繰り返すことで、本市の公共施設マネジメントの進捗を管理していきます。具体的には、次の⑴～⑷のような手順で、図表 5 のとおり原則５年間を周期として、ＰＤＣＡサイクルを回していきます。

⑴　計画（Plan）
　⑷の段階で取りまとめた改善手法により、本計画を改定する。また、本計画の取組方針の具体化である各個別施設計画を改定する。

⑵　実行（Do）
　⑴の段階で改定された本計画及び各個別施設計画に記載された取組・事業を実施する。

⑶　評価（Check）
　⑵の段階で実施された取組・事業の成果・実績の評価を行う。

⑷　改善（Act/Action）
　⑶の段階でなされた評価結果に基づき、目標未達の項目・案件について改善手法を取りまとめる。

**図表 5　本計画におけるＰＤＣＡサイクル**

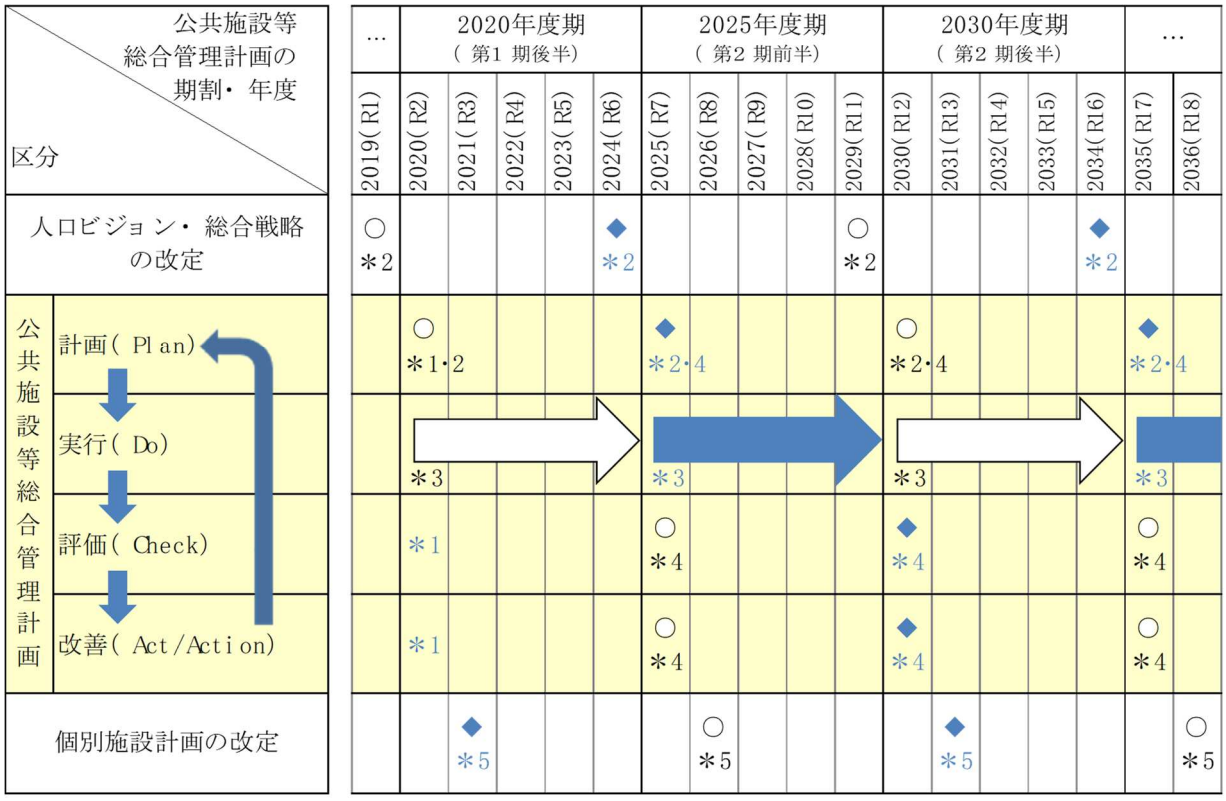


＊1　本来は基本方針（本計画の前身）の改定に伴う評価・改善がなされるべきであるが、対象期間は計画策定段階であった（取組内容自体が個別施設計画等の策定であった）ため、省略する。
＊2　人口ビジョン・総合戦略の推計人口を用いるため、その改定を待って本計画を改定する。
＊3　5年間の初年度は改定年度と重なるため、実際上は、初年度に限っては改定前の計画に従って実行することとなる。
＊4　5年間の実績を評価し、目標未達分について改善手法を取りまとめ、改定に反映させる。
＊5　本計画改定を受けた個別施設計画の改定（5年に1度）を想定する。

# 第２章　公共施設等を取り巻く現状及び課題

本章では、本市の公共施設等の現状と課題について述べます。

はじめに、本市の公共施設等全体の傾向を表す数値として、公共施設等の老朽化の目安となる有形固定資産減価償却率[5] を取り上げます。保有している償却資産の耐用年数に対して、資産の取得からどの程度経過したのかを把握することができる指標であり、数値が大きいほど資産の老朽化が進行していることになります。図表６では、有形固定資産減価償却率の推移を示していますが、その値は年々増加し本市の施設の老朽化が進んでいることが分かります。

以下の各節では、現状及び課題についてより詳しくみていきます。なお、各種データは、原則として建築物[6]とインフラ施設[7]、普通会計[8]の施設と公営事業会計[9]の施設に区分して掲載しています。

**図表 6　有形固定資産減価償却率の推移**

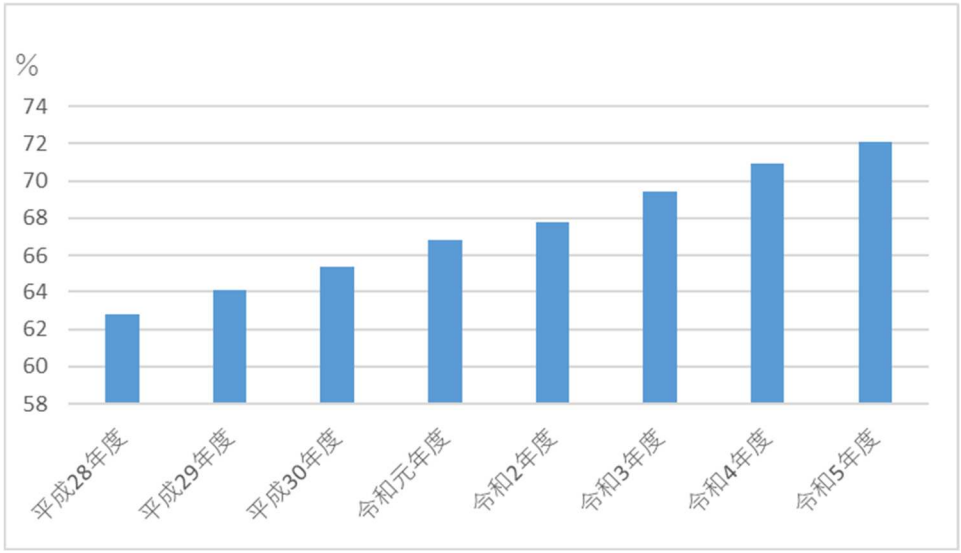


※有形固定資産減価償却＝減価償却類型額÷取得価格

## 第１節　建築物の状況

### １　保有等の状況

当初計画策定時の 2019（令和元）年度末現在で、本市の建築物の保有量及び保有割合は、図表７及び８のとおりです。（最新の保有状況は、第４章第１節を参照）

---

5 有形固定資産減価償却率：償却資産（主に建物と工作物。物品を除く。）の取得価額に対する減価償却累計額の割合を算出したもので、これにより耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているか（老朽化が進んでいるか。数値が高いほど老朽化が進行）を把握することができます。なお、ここでの計算における耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」によっており、本計画で用いている数値（図表 16 参照）とは異なります。

6 建築物：庁舎、市民文化施設、学校施設等の建築物を主体とした施設を指します。原則として、建築物以外の土地の工作物（プール等）の一部も含めて「建築物」として取り扱います。インフラ施設と一体の建築物（例えば、上水道施設の浄・配水場、公共下水道施設のポンプ場等）や文化財である建物等は除外しています。

7 インフラ施設：道路、橋梁、河川、公園、上下水道等及びそれらと一体となった建築物を指します。

8 普通会計：一般会計に公営事業会計以外の特別会計を合算したものです。一般会計や特別会計の範囲は、地方公共団体ごとに異なることから、地方公共団体間の比較や国全体としての統計を可能にするため、全国統一の会計区分として設けられています。

9 公営事業会計：本市の場合、水道事業会計、下水道特別会計（2019.4.1 から企業会計に移行）、農業集落排水事業特別会計及び駐車場事業特別会計（2025.4.1 から一般会計に移行）の全部並びに熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計の一部が該当します。

## 図表 7　本市の建築物の保有量

2020.3.31現在

| No. | 施設区分 | 対象施設（※1） | 保有量（$m^2$）（※2） | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 庁舎等 | 庁舎4、男女共同参画推進センター【ハートピア】、独立の倉庫2 | 27,054 | 江南庁舎と江南複合施設は、一体の施設として計上 |
| 2 | 行政施設等 | 出張所・連絡所3、パスポートセンター、環境美化センター、ゲートボール場休憩室2、作業所等3、妻沼老人デイサービスセンター、屋台・山車収納庫等4 | 4,240 | 維持課分室は、インフラ施設の一部（道路と一体）とみなし、ここでは計上しない。 |
| | | 土地区画整理事業関係施設3 | 1,213 | |
| 3 | 市民文化施設 | コミュニティ施設5、市民活動支援センター、公民館28、スポーツ・文化村【くまぴあ】、老人憩の家4、地域コミュニティセンター7、障害福祉会館、商工会館、その他の市民文化施設9 | 38,896 | |
| 4 | 社会教育施設 | ホール4、図書館4、博物館的施設14、歴史公園（星溪園） | 27,275 | |
| 5 | 人権施設 | 隣保館（春日文化センター）、集会所19 | 3,012 | |
| 6 | 保健福祉施設 | 保健施設3、急患診療所2、心身障害児通園施設（あかしあ育成園） | 5,754 | |
| 7 | 水浴施設 | 健康保持増進施設（健康スポーツセンター）、老人福祉センター4 | 7,436 | 市民プール（熊谷運動公園内の屋外・屋内プール）は、インフラ施設の一部（公園の附属施設）のため、ここでは計上しない。 |
| 8 | 産業施設 | めぬま有機センター、大里穀類乾燥調製施設【ライスセンター】、その他の加工施設等4、道の駅構成施設2、勤労者福祉施設5 | 12,352 | |
| 9 | 消防施設 | 消防署・分署6、消防団車庫32 | 10,354 | |
| 10 | 環境施設 | 水族館（ムサシトミヨ保護センター）、公衆トイレ11、一般廃棄物最終処分場2、旧妻沼清掃センター、その他の環境施設4 | 3,065 | |
| 11 | 防災・河川施設 | 防災倉庫（防災まちづくり倉庫） | 229 | 水防倉庫8及び排水機場9は、インフラ施設の一部（準用河川等の附属施設）のため、ここでは計上しない。 |
| 12 | 公園・スポーツ施設 | 屋内スポーツ施設（公園施設以外）8、屋外スポーツ施設（公園施設以外）2 | 13,310 | 公園（都市公園以外の公園を含む。）及びその附属施設は、インフラ施設のため、ここでは計上しない。 |
| 13 | 公共交通施設等 | 自転車駐車場（駐輪場）7、屋根付きバス待合所6、熊谷駅前防犯センター安心館 | 2,361 | 自動車駐車場（平面駐車場）2及び自由通路2は、インフラ施設の一部（道路と一体）とみなし、ここでは計上しない。 |
| | | 本町駐車場 | 8,283 | |
| 14 | 葬斎施設 | 葬斎施設【メモリアル彩雲】 | 4,231 | |
| 15 | 学校施設 | 小学校29、中学校16、小島小・中学校（休校中）、学校給食センター2、江南幼稚園 | 306,580 | |
| 16 | 子育て支援施設 | 保育所12、児童館・児童クラブ58、地域子育て支援拠点4 | 15,323 | |
| 17 | し尿処理施設 | し尿処理施設3 | 10,252 | |
| 18 | 市営住宅等 | 市営住宅6 | 46,341 | 棟数ではなく団地数 |
| 19 | （大里広域市町村圏組合の施設） | 廃棄物処理施設4、曙町事務所 | 11,142 | 負担金の負担割合相当分（50%とする）の保有量のみ計上 |
| | 合計 | | 558,704 | |

※1　複数の場合は施設数を附記した。また、公営事業会計の施設には下線を付した（下線無しは普通会計）。
※2　原則として延床面積（学校プールのみ水面積）を計上し、屋外施設の整備面積は除外した。
　　なお、簡易な附属施設（自転車置き場、一部の車庫等）の面積は含まない。

**図表 8　本市の建築物の保有割合**

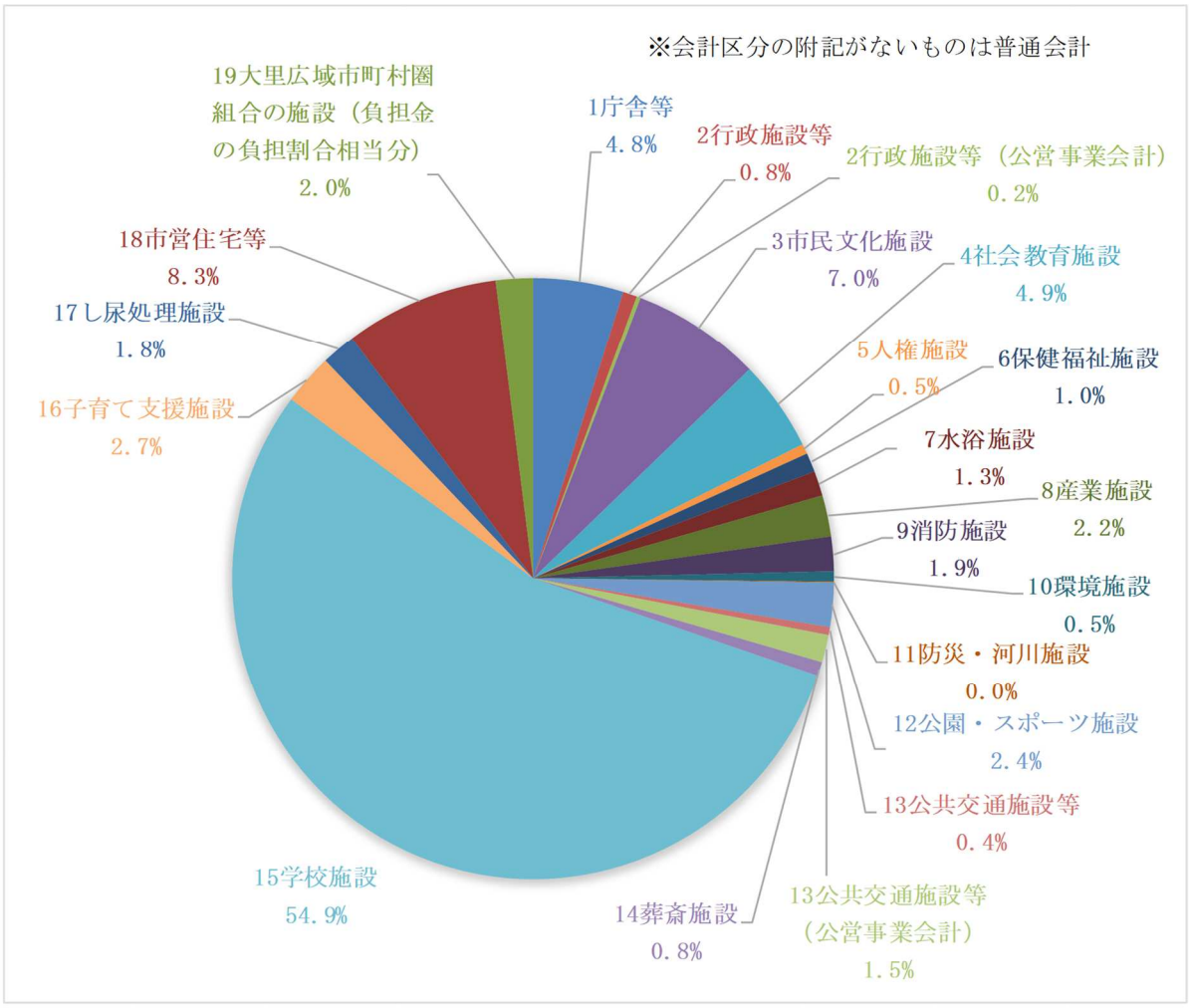


建築物の保有量（延床面積）は、2020（令和 2）年 3 月 31 日時点で約 55 万 9,000m$^2$ となっており、保有割合では学校施設が半分以上を占めています。続いて市営住宅等、市民文化施設、社会教育施設、庁舎等の順に多くなっています。

長期的には更なる人口減少とこれに伴う財政収入の減少が予想される現状においては、市民サービスの水準の維持・向上には配慮しつつも、建築物の保有量の削減・抑制が、引き続き課題となります。

## ２　老朽化の状況

2019（令和元）年度末時点で、本市の建築物の老朽化状況は、図表９のとおりです。

**図表 ９　本市の建築物の老朽化状況**

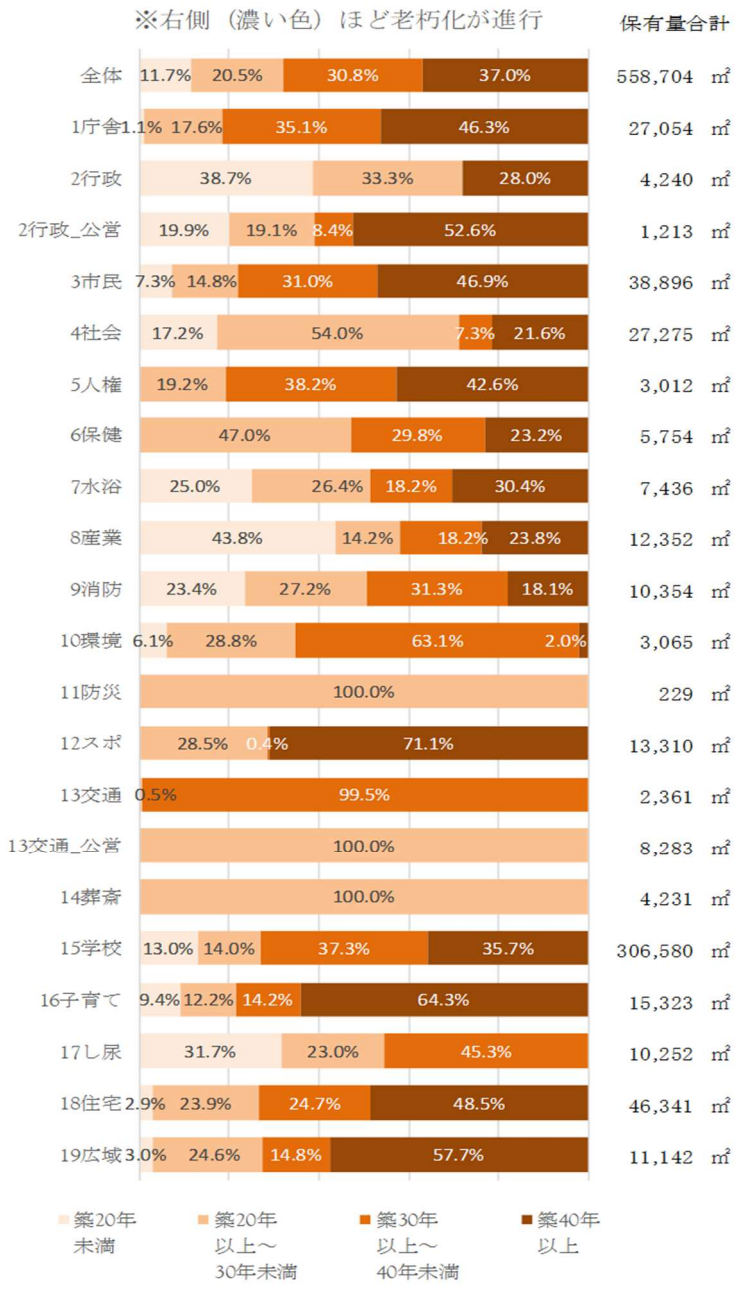


全体では、約４割（37.0%）が築 40 年以上、約７割（67.8%）が築 30 年以上であり、老朽化が進行しています。施設区分別に築 40 年以上の割合が高い順で掲げると、スポーツ・公園施設（71.1%）、子育て支援施設（64.3%）、大里広域市町村圏組合の施設（57.7%）となっています。

このような状況を踏まえ、個別施設計画（2020 年３月策定時）では、スポーツ・公園施設の体育施設等８館のうち老朽化の進んだ４館の解体・除却等（更新の場合を含む。）を予定・検討しています。また、子育て支援施設についても、老朽化の進んだ一部の保育所や児童館兼児童クラブの集約・除却等を予定・検討しています。

## ３　耐震化の状況

2019（令和元）年度末時点で、本市の建築物（建築物以外の土地の工作物を除く。）の耐震化状況は、図表 10 のとおりです。

**図表 10　本市の建築物の耐震化状況**

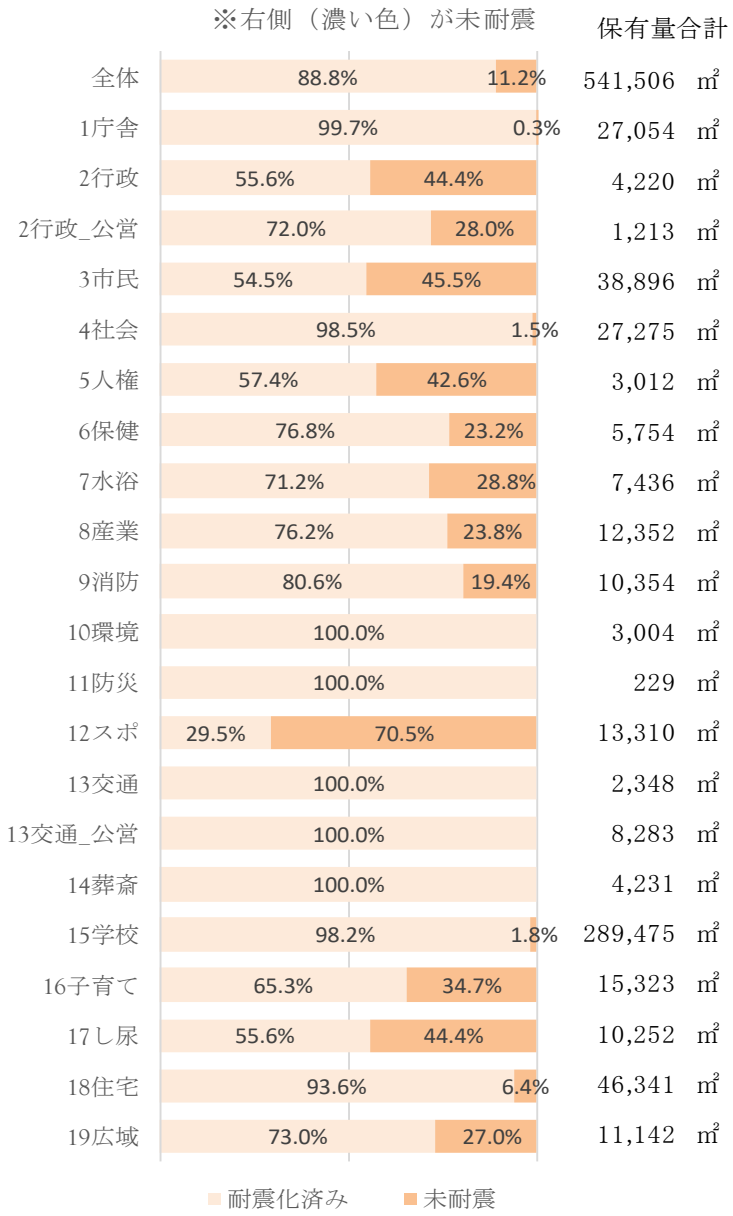


基本方針の基準時（2013（平成 25）年度末）では約 84％が耐震化済みでしたが、2019（令和元）年度末ではその値は約 89％まで向上しています。理由としては、避難所でもある小中学校の体育館の耐震改築、災害時に災害対策本部となる市役所本庁舎の耐震改修の完了等が挙げられます。

一方で、公園・スポーツ施設（未耐震割合 70.5％）や市民文化施設（同 45.5％）のように、未耐震の割合が高い施設区分については早急な対策が必要です。

引き続き、統廃合等の検討も踏まえた上で、順次、耐震診断及び強度不足の場合の耐震改修等を実施していく必要があります。

## 第２節　インフラ施設の状況

2019（令和元）年度末現在で、本市のインフラ施設の保有量は、図表 11 のとおりです。

**図表 11　本市のインフラ施設の保有量**

2020.3.31現在

| No. | 施設区分 | 会計区分 | 対象施設 | 集計対象 | 保有量 |
|---|---|---|---|---|---|
| 20 | 公園（※1） | 普通 | 公園（都市公園143、都市公園以外の公園21）及びその附属施設等（熊谷運動公園プール、中央公園緑化センター等を含む。） | 公園面積 | 2,212,939 $m^2$ |
| 21 | 道路 | 普通 | 道路及びその附属施設等（維持課分室、平面駐車場2及び自由通路2を含む。） | 道路面積（※2） | 10,887,872 $m^2$ |
| 22 | 橋梁 | 普通 | 橋梁1,039、横断歩道橋10 | 橋梁面積（※3） | 45,334 $m^2$ |
| 23 | 上水道 | 公営事業 | 上水道の管路網（7給水区）、浄・配水場17（水道庁舎兼東部浄水場及び機能停止中の施設を含む。） | 管路延長（※4） | 1,177,202 m |
| 24 | 公共下水道 | 公営事業 | 公共下水道の管渠網（8処理分区。整備中の区域を含む。）、ポンプ場3、終末処理場1 | | 511,130 m |
| 25 | 農業集落排水施設 | 公営事業 | 農業集落排水の管渠網（17処理区）、処理施設17 | | 122,056 m |
| 26 | 河川等管理施設 | 普通 | 準用河川2、排水機場9、調節池3、排水路9、調整池24、水防倉庫8 | 準用河川の管理延長 | 7,921 m |

※1　建築物を含めた共通の施設区分としては「公園・スポーツ施設」。なお、都市公園のうち、建築物として集計した歴史公園（星溪園）の公園面積は、計上していない。
※2　道路敷全体から路肩部分を除いた「道路部」といわれる部分の面積。維持課分室等の延床面積は除く。
※3　横断歩道橋の面積等は除く。
※4　管路・管渠の総延長を「管路延長」として掲載した。処理場等の延床面積は計上していない。

上の図表では、本市が設置・管理するインフラ施設だけを計上していますが、いずれも膨大な保有量となっています。例えば、2020（令和 2）年 3 月 31 日時点で道路面積は約 1,089 万$m^2$（10.9ｋ$m^2$）となっていますが、市の総面積が 159.82ｋ$m^2$ですので、その約 6.8%が道路（市道）として利用されている計算になります。

なお、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽による市全体の汚水処理（生活排水処理）については、熊谷市生活排水処理基本計画（以下「生活排水処理計画」という。）を参照してください。

## １　公園

体育館等の建築物、グラウンドやコート等の屋外スポーツ設備などの複合施設である公園は、その実態を簡潔に把握することが難しい面もありますが、本計画では単純に「公園」として捉え、保有量としても公園面積のみを掲載しています。

公園の老朽化対策として、一部の公園については長寿命化を実施し、利用者ニーズへの合致、施設の安全性（物理面・防犯面）の向上等を図っています。

公園の管理運営については、比較的大規模な公園は指定管理者制度を活用し、それ以外の公園については直営で管理し、剪定、除草作業等を部分的に民間委託、公園サポーター制度による地元の協力等を効果的に組み合わせて実施しています。

公園は、日常の憩いの場として、また、災害時の避難場所や延焼を防ぐ空地などとしての役割があり、かつ、公園の大半を占める都市公園は法令上原則として廃止はできないため、方向性としては保有量の削減ではなく、コスト節減や収入増加を目指す必要があります。

## ２　道路

道路は建設年度別のデータが利用できないため老朽化の状況は不明ですが、「熊谷市道路修繕計画」によると、本市の道路の約 97%（管理延長による割合）は分類Ｄ（損傷の進行が極めて遅く占用工事等の影響が無ければ長寿命）に該当するため、舗装の老朽化対策としての更新の費用負担は、現実には抑制されることが期待できます。

## ３　橋梁

「熊谷市橋梁長寿命化計画」によると、対象橋梁 569 橋のうち、老朽化の目安としての架設後 50 年以上を経過しているのは、2020（令和 2）年時点で 142 橋（25%）ですが、これが 20 年後には 366 橋（64%）、30 年後には 517 橋（91%）と増加していく見込みです。これらの老朽化が進行する橋梁群に対して、損傷が進行した後に補修をする従来型の維持管理を続けた場合、橋梁の修繕・改修に要する費用が増大することが懸念されます。

## ４　上水道

「熊谷市水道事業アセットマネジメント計画」では、現有する水道施設（資産）の状況を整理し、長期の更新需要・財政収支の見通しを立てています。同計画によると、管路を除く構造物及び設備（建築施設、土木施設、電気設備、機械設備、計装設備、その他）の保有量は、金額換算で約 287　億円[10]です。また、管路延長について、口径 350ｍｍ以下の配水管が全体の約 95%を占めるのに対し、口径 400ｍｍ以上の配水管や導水管・送水管は約 5%程度ですが、後者は主要な管路としてその重要度は高いといえます。管路の耐震化率は、全体で約 16%ですが、未耐震の（耐震継手でない）老朽管については引き続き耐震管への更新が必要です。

10　金額換算で約 287 億円：取得価格約 239 億 5,000 万円を、個別の資産の取得年度に応じて建設工事費デフレーター（取得時の工事費額を現在の実質額に変換する係数）で補正し、2017（平成 29）年度現在の価値に換算したもの

「熊谷市水道事業基本計画」では、①計画値の乖離（人口減少に伴う給水量・給水人口の減少傾向に合わせて一部事業を見直すべきこと。）、②施設能力の適正化（減少する給水量に合わせて施設の統廃合やダウンサイジングを行うべきこと。）、③更新・耐震化（特に管路更新の進みが遅く、老朽管の解消には長い年数を要する状態にあること。）、④健全財政の維持（今後も有収水量[11]の減少により給水収益が減少し、厳しい状況となることが見込まれる一方で、更新が必要な施設・管路は多く、財源確保の必要があること。）といった課題を示し、給水区ごとの施設整備方針を定めています。健全な財政状態を堅持しつつ、施設の統廃合や老朽化施設・管路の更新を計画的に実施する必要があります。

5　公共下水道

既に保有している施設・管渠の更新等を進める必要があるのは当然ですが、本市の場合、生活排水処理計画における下水道整備率（2019（令和元）年度末時点）が約 74%となっており、今後も新規整備が要請されることから、老朽施設の更新を行いつつ、同時に新規整備も進めなければならないという状況にあります。

「熊谷市公共下水道ストックマネジメント計画」によると、老朽施設の更新等については、予防保全（状態監視保全・時間計画保全）[12]や事後保全といった各種手法を組み合わせて効率的に進める必要があります。

6　農業集落排水施設

農業集落排水施設については、2013（平成 25）年度供用開始の野原・土塩地区農業集落排水施設を最後に新規整備はしない方針ですので、公共下水道と異なり、更新対象の施設・管渠が今後大きく増加することはありません。

「熊谷市農業集落排水施設最適整備構想」によると、全 17 処理区のうち、上新田、柴・千代、樋春及び野原の 4 処理区については、供用後の経年劣化を踏まえ機能更新を実施しています 。

7　河川等管理施設

河川それ自体は半永久的な構造物ですが、その護岸や管理用道路、防護柵の補修や浚渫（しゅんせつ）等の維持管理は必要であり、歴史的にも特に水害に対する備えを欠くことのできない本市にとっては重要な施設です。

「熊谷市個別施設計画　河川等管理施設編」には、準用河川、排水機場等の施設の種類ごとに施設現況、機能診断調査結果等がまとめられています。

11 有収水量：水道料金の対象となった水量。漏水分や消防の消火活動で使用された分を除いた水道水の量です。

12 予防保全（状態監視保全・時間計画保全）：施設・設備の劣化の兆候を把握して予防的な対策を実施することにより機能の保持・回復を図る管理手法です。予防保全のうち、施設等の劣化・動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う方法を「状態監視保全」といい、施設等の特性に応じて予め定めた周期（目標耐用年数）により対策を行う方法を「時間計画保全」といいます。状態監視保全では確認できた状態に応じて対策を行うため無駄がありませんが、未確認の損傷等は残ってしまう可能性もあります。一方、時間計画保全では隠れた損傷等にも定期的に対応できますが、まだ使える設備を交換等してしまう可能性もあります。これらに対して、施設・設備に機能低下等の劣化や故障が発生した後に対策を行う方法を「事後保全」といい、予防保全における上記のような心配はありませんが、当然予防保全よりも後手となります。どの方法も一長一短であるといえます。

## 第３節　公共施設等の経費及び財源の状況等

### １　経費及び財源の状況

2016～18（平成 28～30）年度における本市の公共施設等の経費及び財源[13]の状況は、図表 12 のとおりです。ランニングコストである「維持管理・修繕」とイニシャルコストである「改修・更新等」とに分けて掲載しており、前者には運営費も含む[14]こととしています。

**図表 12　本市の公共施設等に係る経費（支出）及び財源（収入）**

金額の単位：千円

| No. | 施設区分 | 会計区分 | 収支区分（※1） | 維持管理・修繕 | | | 改修・更新等（※2） | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 2016（平成28） | 2017（平成29） | 2018（平成30） | 2016（平成28） | 2017（平成29） | 2018（平成30） | |
| | 建築物 | 普通 | 支出 | 11,087,664 | 10,632,087 | 10,896,378 | 2,385,830 | 2,188,073 | 2,164,442 | |
| | | | 収入 | 1,998,108 | 2,022,735 | 2,100,358 | 285,463 | 203,413 | 59,177 | |
| | | | 支出－収入 | 9,089,556 | 8,609,352 | 8,796,020 | 2,100,367 | 1,984,660 | 2,105,266 | |
| | | 公営事業 | 支出 | 180,049 | 169,542 | 178,288 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | 収入 | 13,696 | 15,633 | 13,568 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | 支出－収入 | 166,353 | 153,909 | 164,720 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 小計 | 支出 | 11,267,713 | 10,801,629 | 11,074,666 | 2,385,830 | 2,188,073 | 2,164,442 | |
| | | | 収入 | 2,011,804 | 2,038,368 | 2,113,926 | 285,463 | 203,413 | 59,177 | |
| | | | 支出－収入 | 9,255,909 | 8,763,261 | 8,960,740 | 2,100,367 | 1,984,660 | 2,105,266 | |
| | インフラ施設 | 普通 | 支出 | 1,916,017 | 2,164,857 | 2,062,573 | 1,309,072 | 1,451,761 | 2,195,268 | |
| | | | 収入 | 331,566 | 337,451 | 292,367 | 437,547 | 362,575 | 599,937 | |
| | | | 支出－収入 | 1,584,451 | 1,827,406 | 1,770,206 | 871,525 | 1,089,186 | 1,595,331 | |
| | | 公営事業 | 支出 | 3,955,370 | 4,018,970 | 3,813,403 | 2,196,620 | 1,974,597 | 2,285,013 | |
| | | | 収入 | 5,486,581 | 5,453,647 | 5,446,414 | 629,136 | 397,464 | 511,689 | |
| | | | 支出－収入 | △ 1,531,211 | △ 1,434,677 | △ 1,633,011 | 1,567,484 | 1,577,132 | 1,773,324 | |
| | | 小計 | 支出 | 5,871,387 | 6,183,826 | 5,875,976 | 3,505,692 | 3,426,358 | 4,480,281 | |
| | | | 収入 | 5,818,147 | 5,791,098 | 5,738,781 | 1,066,683 | 760,039 | 1,111,626 | |
| | | | 支出－収入 | 53,240 | 392,728 | 137,195 | 2,439,009 | 2,666,318 | 3,368,656 | |
| | 公共施設等（全体） | 普通 | 支出 | 13,003,681 | 12,796,944 | 12,958,951 | 3,694,902 | 3,639,834 | 4,359,710 | |
| | | | 収入 | 2,329,674 | 2,360,186 | 2,392,725 | 723,010 | 565,988 | 659,114 | |
| | | | 支出－収入 | 10,674,007 | 10,436,758 | 10,566,226 | 2,971,892 | 3,073,846 | 3,700,597 | |
| | | 公営事業 | 支出 | 4,135,419 | 4,188,511 | 3,991,691 | 2,196,620 | 1,974,597 | 2,285,013 | |
| | | | 収入 | 5,500,277 | 5,469,280 | 5,459,982 | 629,136 | 397,464 | 511,689 | |
| | | | 支出－収入 | △ 1,364,858 | △ 1,280,769 | △ 1,468,291 | 1,567,484 | 1,577,132 | 1,773,324 | |
| | | 総計 | 支出 | 17,139,100 | 16,985,455 | 16,950,642 | 5,891,522 | 5,614,430 | 6,644,723 | |
| | | | 収入 | 7,829,951 | 7,829,466 | 7,852,707 | 1,352,146 | 963,452 | 1,170,802 | |
| | | | 支出－収入 | 9,309,149 | 9,155,989 | 9,097,935 | 4,539,376 | 4,650,978 | 5,473,921 | |

※1「支出－収入」は、経費（支出）から財源（収入）を差し引いたもので、黒字（支出＜収入）の場合にマイナスで表示
※2　改修・更新等には、翌年度以降の減価償却の対象となる支出（例えば、自動車を含む備品等の購入費）を含む。

13 公共施設等の経費及び財源：一部の施設区分を除き、公会計システムによる経費等の集計データに基づきます。維持管理・修繕の経費（支出）とは、人件費、物件費等（維持補修費など）、その他の業務費用（支払利息など）等ですが、減価償却費は含みません。維持管理・修繕の財源（収入）とは、経常収益（使用料及び手数料など）、国県等補助金のうち運営費補助金等ですが、一般財源充当額は含みません。また、改修・更新等（投資）の経費（支出）とは、工事請負費、設計委託料等です。改修・更新等（投資）の財源（収入）とは、国県等補助金（運営費補助金を除く。）等であり、市債は含みません。

14 運営費も含む：指定管理料のように維持管理・修繕費と運営費との仕訳が困難なケースも多いため、ランニングコストの全体（減価償却費を除く。）を「維持管理・修繕」に計上しています。

図表 12 によると、市の公共施設等全体では毎年度約 170 億円ものランニングコスト[15]（表の太枠部分上段）が掛かっていますが、対応する収入（同太枠部分下段）も約 80 億円（78 億円程度）で推移しており、差し引きでは約 90 億円/年度で支出が上回っています。財源（収入）の約 7 割を占めるのは、インフラ施設の使用料（主に上下水道の料金・使用料）です。

次にイニシャルコスト[16]についてみると、市の公共施設等全体では 3 か年平均で約 61 億円/年度（白抜き枠部分）を投資しています。同じ期間の投資的経費（普通建設事業費）[17]の 3 か年平均は約 55 億円/年度ですので、集計対象が一致していないという事情はあるものの、スケール感としてはおおむね同規模といえます。

収入も考慮した上でのトータルコストは、ランニング（維持管理運営）に約 90 億円/年度、イニシャル（改修・更新等）に約 50 億円/年度で、合計では約 140 億円/年度です。

## ２　経費の推計

経費の推計は、施設区分により独自の推計がある場合は、それに基づきます。

独自の推計がない場合は、経費の区分ごとに、次の方法により行っています。

⑴　維持管理・修繕の経費について

図表 7 及び 12 の数値を基に施設区分ごとに維持管理・修繕の単価を設定し、これに将来時点（各年度）の保有量を乗じて推計しています。

⑵　改修・更新等の経費について

更新、大規模修繕、耐震化、長寿命化等を実施する年度において、それぞれの単価に対象となる量（延床面積等）を乗じて得た額の経費が掛かるものとして、推計しています。

また、推計による各経費が計上される年度は、各個別施設計画の取組を実施しなかった場合については、原則として、対象施設の耐用年数を満了する年度とし、一方、各個別施設計画の取組を実施した場合については、各個別施設計画（個別施設計画の再編方針の内容を含む。）で予定する更新、大規模修繕、耐震化、長寿命化等を実施する年度としています。

構造や施設系統から耐用年数を導き出し、更新等単価を算出しています。

なお、更新等の単価については、建設工事費や労務費の高騰などを考慮し見直しを行っていく必要があります。（令和７年度の改定による見直しは第４章第３節を参照）

## ３　中長期的な経費・財源の見込み及び各個別施設計画の効果額

前記２の方法により、中長期（2020（令和 2）年度を起点とする 10 年間及び 40 年間）について行った経費の推計結果は、図表 13 のとおりです。

---

15 ランニングコスト：原則として行政コスト計算書に計上されたコストを指しますが、例外として、①減価償却費を除き、リース債務（流動負債）を含みます。

16 イニシャルコスト：減価償却の対象となる工事請負費や設計委託料が主な項目ですが、用地買収や物件移転の補償費、一部の備品購入費等も含みます。

17 投資的経費（普通建設事業費）：「投資的経費」とは、道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等、公共施設（社会資本）の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されています。よって、「普通建設事業費」とは、災害復旧又は失業対策以外の目的で支出された公共施設の整備等の費用ということになります。

**図表 13　各個別施設計画の取組を実施した場合における今後 40 年間の効果額等（計画策定時）**

【令和2年度から40年間】　（百万円）

| 場合分け、効果額等 / 会計等区分 | | 各個別施設計画の取組を実施した場合 | | | 各個別施設計画の取組を実施しなかった場合 | | | 各個別施設計画の取組による効果額 ❶−❷ | 総経費の削減率 ❶/❷-1 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 維持管理運営 | 改修・更新等 | 小計❶ | 維持管理運営 | 改修・更新等 | 小計❷ | | |
| 普通 | 建築物 | 318,078 | 171,799 | 489,876 | 358,557 | 240,955 | 599,512 | △ 109,636 | −18.3% |
| 普通 | インフラ施設 | 71,083 | 52,307 | 123,390 | 84,313 | 60,699 | 145,012 | △ 21,622 | −14.9% |
| 公営事業 | 建築物 | 1,956 | 372 | 2,328 | 6,586 | 5,516 | 12,102 | △ 9,774 | −80.8% |
| 公営事業 | インフラ施設 | △ 126,678 | 188,574 | 61,896 | △ 41,067 | 188,793 | 147,727 | △ 85,831 | −58.1% |
| 合計 | | （ア） 264,439 | （イ） 413,052 | （ウ） 677,490 | （エ） 408,390 | （オ） 495,963 | （カ） 904,353 | （キ） △ 226,863 | （ク） −25.1% |

【備考】

※ 維持管理運営：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう（運営費を含む。）。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

※ 改修：公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

※ 更新：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。新設及び除却も含む。

※ 現在要している経費（過去3年平均）：投資分も含めた単年度当たりの経費（2016～18（平成28～30）年度実績の平均値）。ただし、本項目に限り支出のみを計上。

まず、本市の公共施設等の経費のうち、改修・更新等の経費（イニシャルコスト）について比較します。各個別施設計画に記載された取組を実施しなかった場合は、上の図表にあるように 40 年間（2020～59 年度）で約 5,000 億円（上表中のオ。積み残し分を含む。）となります。基本方針の推計では、40 年間（2015～54 年度）で約 5,800 億円[18]でしたので、状況がある程度改善[19]されたといえます。要因としては、学校体育館の耐震改築、市営住宅の政策空家の除却、廃棄物処理施設の基幹改良工事（長寿命化工事）等の進捗を挙げることができます。この部分は、これまでの取組における効果と考えることができます。

これに対して、各個別施設計画に記載された取組を実施した場合の推計額は、40 年間で約 4,100 億円（イ）となり、実施しなかった場合との比較による効果額は約 800 億円[20]です。

次に、公共施設等の経費のうち、維持管理運営の経費（ランニングコスト）について同様に比較すると、取組を実施しなかった場合の約 4,100 億円（エ）に対し、実施した場合は約 2,600 億円（ア）となり、効果額は約 1,500 億円です。

合計では、取組を実施しなかった場合の約 9,000 億円（カ）に対し、実施した場合は約 6,800 億円（ウ）であり、効果額は約 2,300 億円（キ）となることが見込まれます。

また、取組を実施したことによる総経費の削減率（第３章第２節参照）は、公共施設等全体で約 25%（ク）と見込まれます。

18 約 5,800 億円：積み残し分を除くと約 5,400 億円

19 状況がある程度改善：単純に計算すると約 800 億円の削減となりますが、基本方針では推計に含めていなかった更新投資に対する補助金等を今回は見込んでいることや、一部の施設区分で基本方針とは異なる推計方法・前提を採用したことによる影響もあるため、実質的な効果額はより小さくなります。

20 約 800 億円：約 5,000 億円－約 4,100 億円＝約 900 億円となるのは四捨五入による端数処理の影響で、より正確な数字で計算すると約 800 億円となります（約 4,960 億円－約 4,140 億円＝約 820 億円）。

## 第４節　現状及び課題に関する基本認識

本節では、前節までの分析・検討に加え、「第２次熊谷市総合振興計画」や「第３期熊谷市人口ビジョン・総合戦略」（以下「人口ビジョン」という。）を参照しつつ、本市の人口、財政及び公共施設等の現状や課題に関する基本認識を述べます。

### １　人口の現状及び推計

本市の人口は、1999（平成 11）年に約 20 万 6 千人で最大となった後は減少傾向にあり、2024（令和 6）年 1 月 1 日現在では、図表 14 にあるように約 19 万 2 千人となっています。

図表に掲げた期間の推移だけをみても、年少人口（15 歳未満）は 18.5%減、主な労働力である生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）は 10%減とその割合が更に低下しているのに対し、後期高齢者人口（75 歳以上）が 36.7%増と引き続き増加傾向にあります。

**図表 14　総人口及び年齢４区分別人口の推移**

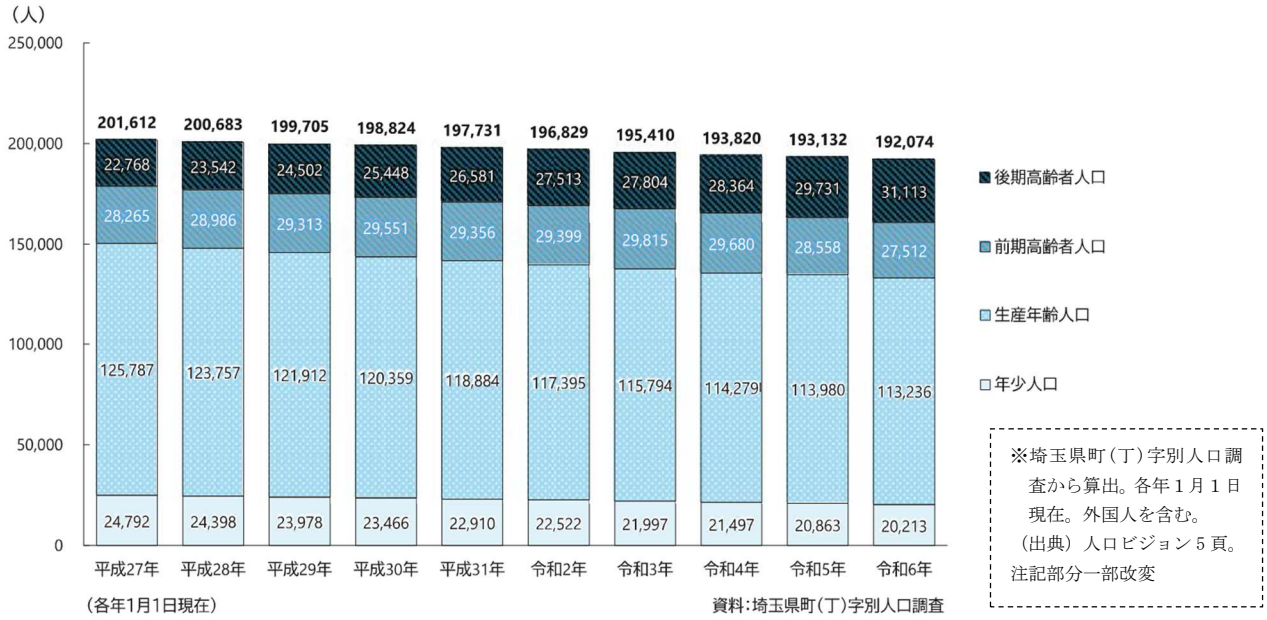


このような現状にある本市の将来人口のシミュレーションを、人口ビジョンにおいて実施した推計結果は、図表 15・16 のとおりです。

人口ビジョンでは、最も人口減を抑制した場合であるパターン③を目指すこととしていますが、その場合でも本市の人口減少は続き、2020（令和 2）年と 2060（令和 42）年との比較では、年少人口は約 40%減、生産年齢人口は約 43%減の見込みです。一方で高齢者人口（前期・後期計）は、2040（令和 22）年前後にピークを迎えた後に減少に転じますが、40 年後では約４１.6%減とほぼ現状並みの見込みです。その結果、2060（令和 42）年時点での推計人口の構成比をみると、年少人口が約 10%、生産年齢人口が約 49%、高齢者人口が約 41%ですので、子供（15 歳未満）は市民 10 人に 1 人程度という状況であり、また、福祉や社会保障の視点からは、49%の生産年齢層が 51%の年少・高齢者層を支えるので、正に 1 人が 1 人を支える状況となることが予想されます。

本計画では、人口ビジョンでも最も人口減を抑制した場合であるパターン③を採用していることから、公共施設等の総経費削減に関する数値目標も同様に設定することとします。

図表 15　将来人口のシミュレーション（※出典：人口ビジョン 50 頁）

第1･2期人口ビジョンに則して、人口データの更新を踏まえ、3つのパターンによる推計を行います。人口データの更新については、毎年効果検証を実施するため住民基本台帳（1月1日現在）のデータをベースとしています。

※社人研：国立社会保障・人口問題研究所

| パターン | 内容 |
|---|---|
| パターン① | 社会移動が現在の傾向(住民基本台帳からの独自設定)が今後も続き、合計特殊出生率が市の直近10年の実績から求めた令和7(2025)年の推計値1.01のまま推移 |
| パターン② | 住民基本台帳を実績として、社会移動が社人研の移動率※で、合計特殊出生率が市の直近10年の実績から求めた令和7(2025)年の推計値1.01のまま推移 |
| パターン③ | 住民基本台帳を実績として、社会移動が社人研の移動率で、合計特殊出生率の向上策を実施して、令和42(2060)年に国民希望出生率1.8を実現すると仮定 |

※社人研の移動率…将来推計人口(令和5年12月22日社人研公表)算出に係る係数に準拠

結婚や出産はあくまでも個人の自由な意思によるものであり、行政の施策のみによって直接的に合計特殊出生率を向上させるものではありませんが、市民の出産の希望がかなう取組によって国民希望出生率を達成した場合、パターン③になると見通されます。

■将来人口シミュレーション結果（パターン別）

| | 令和2年(2020年) | 令和7年(2025年) | 令和12年(2030年) | 令和17年(2035年) | 令和22年(2040年) | 令和27年(2045年) | 令和32年(2050年) | 令和37年(2055年) | 令和42年(2060年) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| パターン① | 196,829 | 189,838 | 181,652 | 172,368 | 162,292 | 151,854 | 141,407 | 130,736 | 119,736 |
| パターン② | 196,829 | 190,786 | 183,372 | 174,863 | 165,616 | 156,011 | 146,570 | 136,799 | 126,566 |
| パターン③ | 196,829 | 190,786 | 183,839 | 176,224 | 168,242 | 160,185 | 152,529 | 144,719 | 136,689 |

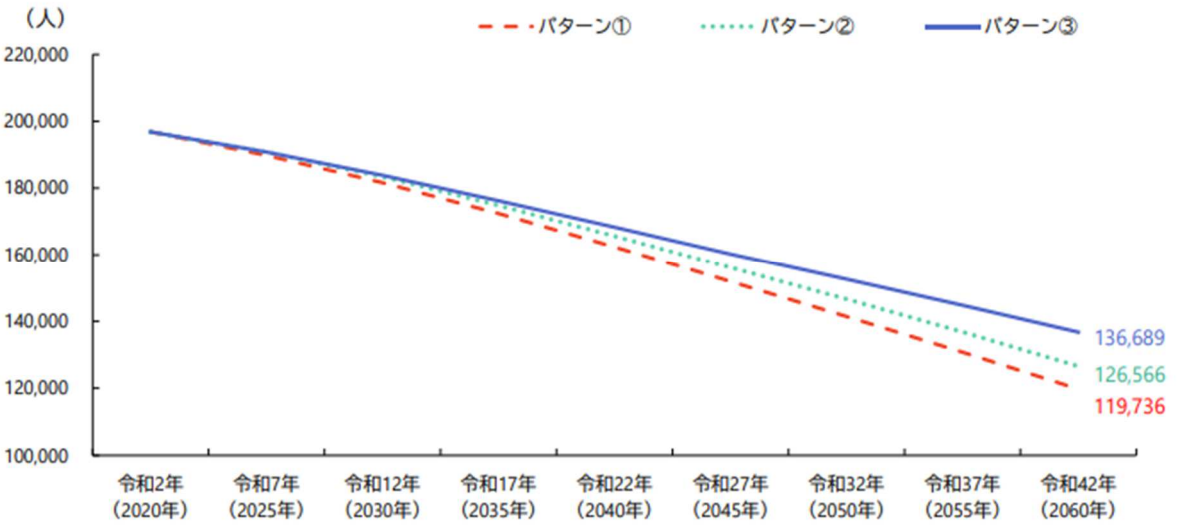

## 図表 16　人口の将来展望（※出典：人口ビジョン 51 頁）

前ページにおける3つのパターンのシミュレーションのうち、将来的に国民希望出生率「1.8」を実現すると仮定したパターン③を採用し、令和42(2060)年に136,000人を目指すこととします。

■人口推計（年齢４区分別人口）

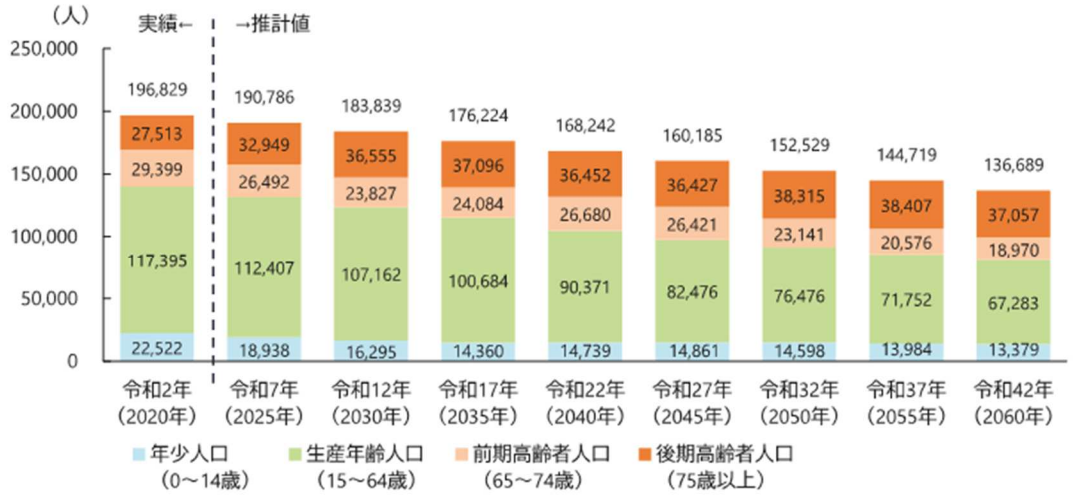


（人）

| | 令和2年（2020年） | 令和7年（2025年） | 令和12年（2030年） | 令和17年（2035年） | 令和22年（2040年） | 令和27年（2045年） | 令和32年（2050年） | 令和37年（2055年） | 令和42年（2060年） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総人口 | 196,829 | 190,786 | 183,839 | 176,224 | 168,242 | 160,185 | 152,529 | 144,719 | 136,689 |
| 年少人口（0～14歳） | 22,522 | 18,938 | 16,295 | 14,360 | 14,739 | 14,861 | 14,598 | 13,984 | 13,379 |
| 生産年齢人口（15～64歳） | 117,395 | 112,407 | 107,162 | 100,684 | 90,371 | 82,476 | 76,476 | 71,752 | 67,283 |
| 前期高齢者人口（65～74歳） | 29,399 | 26,492 | 23,827 | 24,084 | 26,680 | 26,421 | 23,141 | 20,576 | 18,970 |
| 後期高齢者人口（75歳以上） | 27,513 | 32,949 | 36,555 | 37,096 | 36,452 | 36,427 | 38,315 | 38,407 | 37,057 |

■合計特殊出生率

（‰）

| | 令和2年（2020年） | 令和7年（2025年） | 令和12年（2030年） | 令和17年（2035年） | 令和22年（2040年） | 令和27年（2045年） | 令和32年（2050年） | 令和37年（2055年） | 令和42年（2060年） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| パターン③ | 1.27 | 1.01 | 1.12 | 1.24 | 1.35 | 1.46 | 1.57 | 1.69 | 1.80 |

## ２　財政の現状及び課題

本市の財政状況を普通会計決算額[21]の推移からみていきます。具体的には、2001～05（平成 13～17）年度の 5 か年度平均と 2019～23（令和 1～5）年度の 5 か年度平均との比較を、直近 23 年間の推移として検討します。

まず歳入については、図表 17 及び 18 にあるように、「市税」収入が 2008 年度に最大となった後に減少・横ばいである一方、予算規模は拡大しています。自主財源の中核である市税の伸びが期待できない状況で拡大する予算規模に応じるため、「国県支出金」や地方消費税交付金等を含む「その他依存財源」などの依存財源に一層頼らざるを得ない事態が進行しています。図表 18 でも、自主財源の構成比[22]は 64.2%から 51.8%へと低下しています。

なお、2020 年の数値が突出しているのは、国庫補助事業である特別定額給付金や臨時特例給付金、新型コロナウイルス感染症関連の交付金等によるものです。

**図表 17　本市歳入の推移（自主/依存の財源別）**

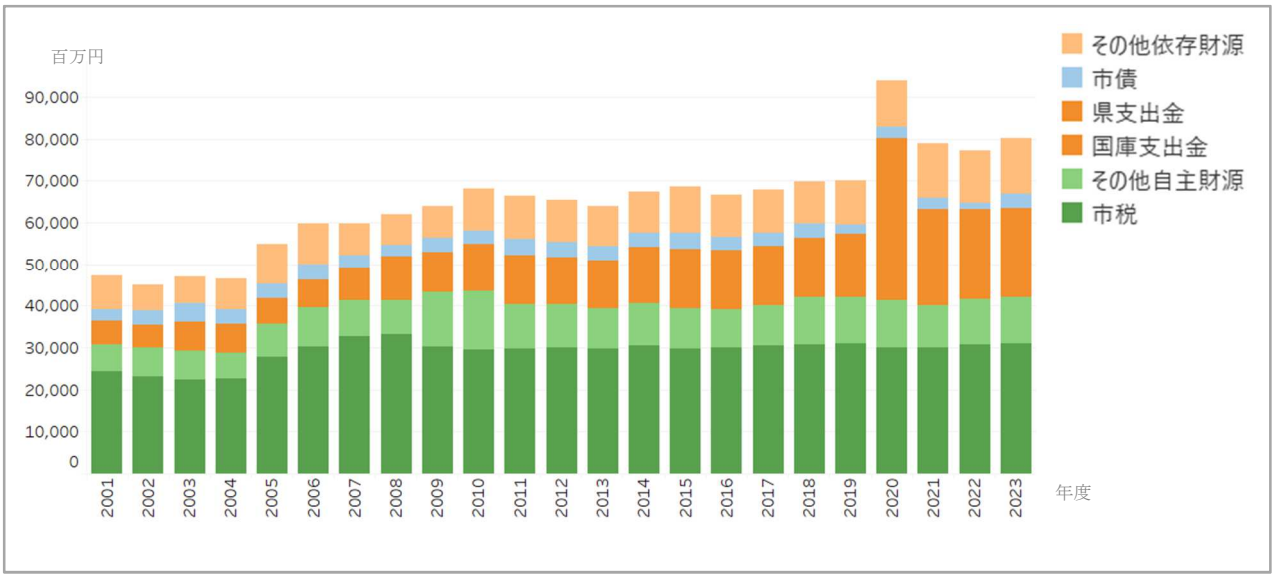


**図表 18　5 か年平均値による歳入の推移**

金額の単位：百万円

| | | 2001-05(H13-17)<br>平均値(a) | | 2019-2023(R1-5)<br>平均値(b) | | 増減<br>(a)-(b) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 自主財源 | | 30,903 | 64.2% | 41,410 | 51.8% | 10,507 | △12.5% |
| | 市税 | 23,995 | 49.9% | 30,600 | 38.3% | 6,605 | △11.6% |
| | その他自主財源 | 6,908 | 14.4% | 10,810 | 13.5% | 3,902 | △0.8% |
| 依存財源 | | 17,201 | 35.8% | 38,551 | 48.2% | 21,350 | 12.5% |
| | 国県支出金 | 6,167 | 12.8% | 23,970 | 30.0% | 17,803 | 17.2% |
| | 市債 | 3,546 | 7.4% | 2,462 | 3.1% | △ 1,084 | △4.3% |
| | その他依存財源 | 7,488 | 15.6% | 12,119 | 15.2% | 4,631 | △0.4% |
| 合計 | | 48,104 | 100.0% | 79,961 | 100.0% | 31,857 | |

21　普通会計決算額：歳入及び歳出の決算額は、合併前の期間においても、旧 1 市 3 町（村）の合計額です。

22　自主財源の構成比：総合計画資料編 156 頁の財政フレームにおいても、自主財源の構成比は、53.6%（平成 30～34 年度）、52.0%（平成 35～39 年度）と更に低下していくことを想定しています。

次に歳出についてですが、性質別による歳出額の推移は、図表 19 のとおりです。高齢化の進行等による社会保障費の増大は、年々増加していく扶助費としてグラフに表れています。一方で、公共施設等を支える投資的経費は横ばい状態です。扶助費と投資的経費の関係は、2001（平成 13）年度と 2023（令和 5）年度を比較した図表 20 によって、より鮮明となります。具体的に構成比をみると、2001 年度では扶助費 10%・投資的経費 18%であったものが、2023（令和 5）年度には扶助費 28%・投資的経費 10%と逆転しています。しかし、公共施設等（特にインフラ施設）の大量更新等に対応していくためには、今後、この投資的経費の部分をむしろ増やさなければならない状況にあるといえます。

**図表 19　本市歳出の推移（性質別）**

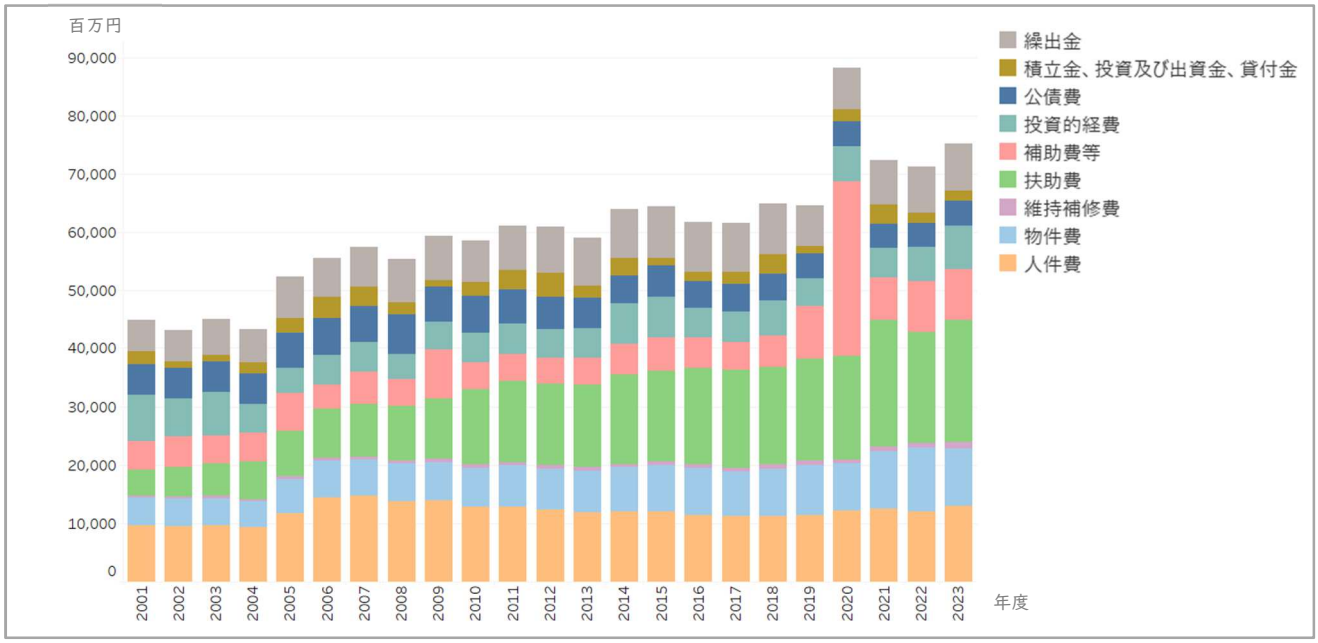


**図表 20　本市歳出の性質別構成比の推移（2001 → 2023 年度）**

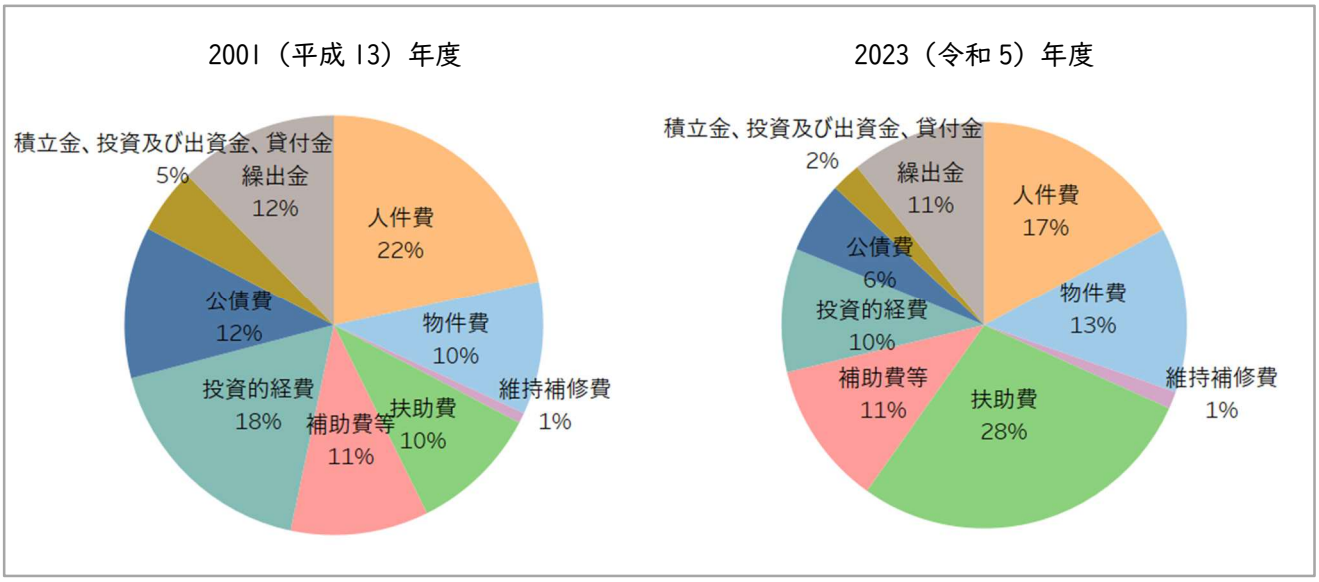

## ３　現状及び課題に関する基本認識

これまでの分析・検討から、現状に関する基本認識を次の３点にまとめます。

### ⑴　人口減少は現実であること。

人口ビジョンや総合計画に掲げる諸施策により、人口減少の抑制を図ることは引き続き必要です。しかしながら、現状及び当面の将来、更には諸施策が効果を発揮し得なかった場合において、人口減少を現実として受け入れなければなりません。人口減少対策としての諸施策に工夫を凝らし、その成果に期待しつつも、厳しい将来予測が現実化する事態も想定することが必要です。

### ⑵　長期的には財政収入の減少も想定されること。

前記２で財政に言及した際、人口減少にもかかわらず財政規模はむしろ拡大しており、依存的なものとはいえ財源も確保されている状況をみましたので、財政規模縮小は杞憂ではないかという考えも成り立ちそうです。しかしながら現状及び将来において、一貫して自主財源比率の低下が想定されることから、長期的には、人口減少に起因する財政収入の減少傾向[23]が何らかの機会に表面化することも想定せざるを得ません。

### ⑶　公共施設等への投資水準の引上げが今後必要なこと。

現在本市が将来に向けて行っている投資の総額は約 60 億円/年度[24]ですが、各個別施設計画の取組を実施した前提で必要とされる額は約 100 億円/年度[25]です。平均で毎年度の必要額 100 億円に対して 60 億円しか充てていない計算ですので、端的に投資（支出）が不足している状況です。

例えば上水道を例に挙げると、水道管の総延長約 1,200ｋｍ[26]に対し、2018（平成 30）年度に更新された分の延長は約５ｋｍ[27]ですので、全ての水道管の更新を完了するには単純計算で 240 年掛かる計算になります。しかし、水道管の耐用年数は 60 年[28]程度ですので、更新投資が不足していることは明らかです。

公共施設マネジメントの推進自体による財源捻出や事業目的に沿った補助制度の利用、基金の取崩しなども検討すべきですが、より抜本的な対策が必要です。また、起債（市債・企業債）の計画的な活用は、世代間の負担の公平性と財政の平準化を図っていくためにも有効です。

---

23　人口減少に起因する財政収入の減少傾向：2001（平成 13）年の臨時財政対策債の導入、2007（平成 19）年の国から地方への税源移譲、2014（平成 26）年の 5%から 8%への消費税率引上げなどによる地方の税源・財源強化の効果も織り込んだ上での現状ですので（2019（令和元）年度にも消費税率の引上げがなされていますが）、度重なる制度改正で予算規模がようやく維持されているように見受けられます。

24　約 60 億円/年度：本章における分析等によると、約 55 億円/年度（投資的経費・普通建設事業費ベース）又は約 61 億円/年度（本計画における集計ベース）のため

25　約 100 億円/年度：各個別施設計画の取組を実施した場合における 40 年間の必要額約 4100 億円の単年度当たり平均額約 103 億円/年度を丸めたもの。補助金等による実質的な補填等を反映した後の額のため、基本方針の 135 億円/年度（積み残し分を含めると 145 億円/年度）よりは少なくなっています。

26　約 1,200ｋｍ：図表 11 によると約 1,177ｋｍ

27　約５ｋｍ：配水管建設・改良工事の実績では、更新 4,758m、除却 115m、新設 2,001m（前年度からの繰越分も含む。）

28　60 年：水道アセット計画では管径等により 40～81 年を想定していますが、基本的な考え方として法定耐用年数の 1.5 倍を目安としているため、ここでは法定耐用年数 40 年×1.5＝60 年を代表的な値として用いました。

以上の基本認識を踏まえ、次の３点を課題として掲げます。

⑴　人口規模や財政力に見合った数量の公共施設等を保有すべきこと。

人口減少により、公共施設等を利用する市民も減少し、自主財源の縮小による財政力の低下も懸念されることから、人口規模や財政力に見合った数量の公共施設等を保有していけるように、今から計画的に削減・集約・統廃合等を実施していくことが課題です。

⑵　公共施設等の数量削減のみに頼ることなく、様々な手法を組み合わせたコスト節減・収支改善等に取り組むべきこと。

公共施設等の数量削減によらずとも、維持管理運営等に係るコストの節減、効果的な点検・修繕の実施等による施設の保全（予防保全）や長寿命化による単年度当たりコストの改善、より適切・公平な使用料等の設定や利用者増加による収支改善、公営事業への企業会計方式導入など様々な手法を組み合わせることで、予算・資金を有効活用していくことが課題です。

特に、建築物（ハコモノ施設）については、施設の削減だけではなく、他の様々な手法も活用することを想定した枠組みを提示し、推進していくことが課題です。

⑶　真に必要な公共施設等 ― 特にインフラ施設 ― の更新等のため、起債（市債・企業債）を計画的に行い、手遅れになる前に対処し続けるべきこと。

市民生活の基盤である道路・橋梁、上下水道等のインフラ施設については、コンパクトシティ[29]の推進・形成による保有量削減（対象区域選別）も選択肢ですが、基本的には、長期間にわたる多額の投資を継続していくことが必要です。

私たちのまちの健全性を長期的に維持していくために、計画的な起債を主たる財源として、インフラ施設の更新等を進めていくことが課題です。

[29] コンパクトシティ：医療・福祉施設、商業施設、住居等、生活に必要な諸施設（機能）が主に徒歩圏内に存在するなど近接しているために高齢者等にも暮らしやすく、また、その限られた範囲内のみインフラ等を整備・更新すればよいことから、効率的で持続可能であるとされる都市又はそのような都市を形成する政策を指します。国（国土交通省）では、このコンパクトシティに公共交通によるネットワークの概念を加えること（コンパクト＋ネットワーク）で、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の策定を推進しています。

# 第３章　管理等に関する基本的な考え方

本章では、管理等に関する基本的な考え方及び数値目標を提示し（第１・２節）、個別の実施方針・推進方針を列挙します（第３節）。

## 第１節　基本的な考え方

市民サービスの維持・向上という市政の基本に照らし、第２章で示した基本認識を踏まえた本計画の基本的な考え方は、次のとおりです。

⑴　公共施設等の総経費に関する基本的な考え方

人口減少や財政収入の減少への対策を講じつつもその現実をしっかりと受け止めた上で、公共施設マネジメントにおいても市民サービスの維持・向上に引き続き取り組みます。公共施設等を利用する市民も減少することから計画的に削減・集約・統廃合等を進め、人口規模や財政力に見合った数量の公共施設等を保有していきます。また、数量削減のみに頼ることなく、様々な手法を組み合わせたコスト節減・収支改善等に取り組んでいきます。

⑵　公共施設等への投資に関する基本的な考え方

上記⑴のとおり総経費の削減も必要ですが、市民サービスの維持・向上の視点から、一定の数量の公共施設等は今後も存続させる必要があります。特にインフラ施設は、コンパクトシティの推進・形成による保有量削減という方法もあるとはいえ、その実施にはかなりの困難が伴うため、基本的に大量の施設が存続していくことが予想されます。したがって、インフラ施設をはじめとする必要不可欠の公共施設等の存続を図るため、長期にわたる着実な投資を今後も実施していきます。また、投資財源の確保に当たっては、世代間の負担の公平性と財政の平準化を図ることに留意します。

なお、上記の基本的な考え方に基づく具体的な取組内容は、対象となる施設の特性や技術的な諸条件、他の公共施設等との調整・相乗効果、施設を利用しない者も含めた市民の声などを参考としつつ、各個別施設計画等において定め、また、必要に応じ改めていくものとします。

## 第２節　数値目標

本計画における数値目標は、施設の削減だけではなく数量削減以外の様々なコスト節減・収支改善等の手法にも取り組むべきと考えます。

また、上位計画・関連計画との整合性を重視した数値目標を設けます。具体的には、人口ビジョンに応じた削減目標を設定するとともに、令和９年度までの総合振興計画後期期間中は成果指標（将来負担比率）[30]の「めざそう値」（0%以下。）を踏まえた上で、財政状況の健全性を維持できる範囲での将来負担比率による数値目標を設定します。

30 成果指標（将来負担比率）：総合振興計画 191 頁

1　公共施設等の総経費に関する数値目標

第 3 期熊谷市人口ビジョン・総合戦略の人口シミュレーションによると、2020～60（令和 2～42）年の 40 年間で、本市の総人口は、図表 20 にあるように 39.2%減（パターン①）から 30.6%減（パターン③）までの推計を行い、パターン③を目指すこととしています。

そのため公共施設等の総経費削減に関する数値目標も、同様の数値に定めます。この数値目標自体も、今後の人口ビジョンの改定等を受け、5 年ごとに見直していきます。

なお、各個別施設計画においては、独自の将来予測・推計等に基づき、これと異なる内容の数値目標を定めることもできるものとします。

**図表 21　人口推計パターン別の減少率**

| 推計値等 ＼ パターン | 2020年（令和2年）実績値(a) | 2060年（令和42年）推計値(b) | 減少率 1-(b)/(a) |
|---|---|---|---|
| ①現在の傾向が今後も続く | 196,829人 | 119,736人 | 39.2% |
| ②社会移動が社人研の移動率 | | 126,566人 | 35.7% |
| ③国民希望出生率1.8を実現 | | 136,689人 | 30.6% |

※2020年の値について、人口推計の推計値ではなく、実績値（同年1月1日時点）を用いた。

◇　公共施設等の総経費に関する数値目標　◇

⑴　総経費を 40 年間で 30.6%削減
維持管理運営及び改修・更新等の総経費を、40 年間で 30.6%削減する。目標値としての削減率自体も、人口減少対策の成果等も踏まえ、5 年ごとに見直すものとする。

⑵　各個別施設計画における独自の数値目標
上記⑴にかかわらず、各個別施設計画においては、独自の将来予測・推計等に基づき、上記と異なる内容の数値目標を定めることもできるものとする。

総経費削減の状況を分かりやすく把握するため、維持管理運営及び改修・更新等の「総経費」と「保有量」から「単位保有量当たり経費」を求めた上で、「保有量」と「単位保有量当たり経費」の両者を独立した軸・次元として考えることで、削減すべき対象としての両者を並べて示す方法を採ります。この関係を式で表すと、次のようになります。

（維持管理運営及び改修・更新等の）総経費 ＝ 単位保有量当たり経費 × 保有量

上の式を、図表で表すと図表 22 のようになります。

数値目標を達成するためには、保有量を削減する方法もあれば、単位保有量当たりの経費を削減する方法もあり、また両方を用いる方法もあります。

初期状態の長方形（各個別施設計画の取組を実施しなかった場合）に対して、各個別施設計画の取組成果を織り込んでいくことで、数値目標達成に近づいていく様子（長方形の面積が小さくなっていく様子）を視覚的に把握することができます。

**図表 22　数値目標適用の例 ― 30.6%削減（＝0.694 倍への圧縮）の場合**

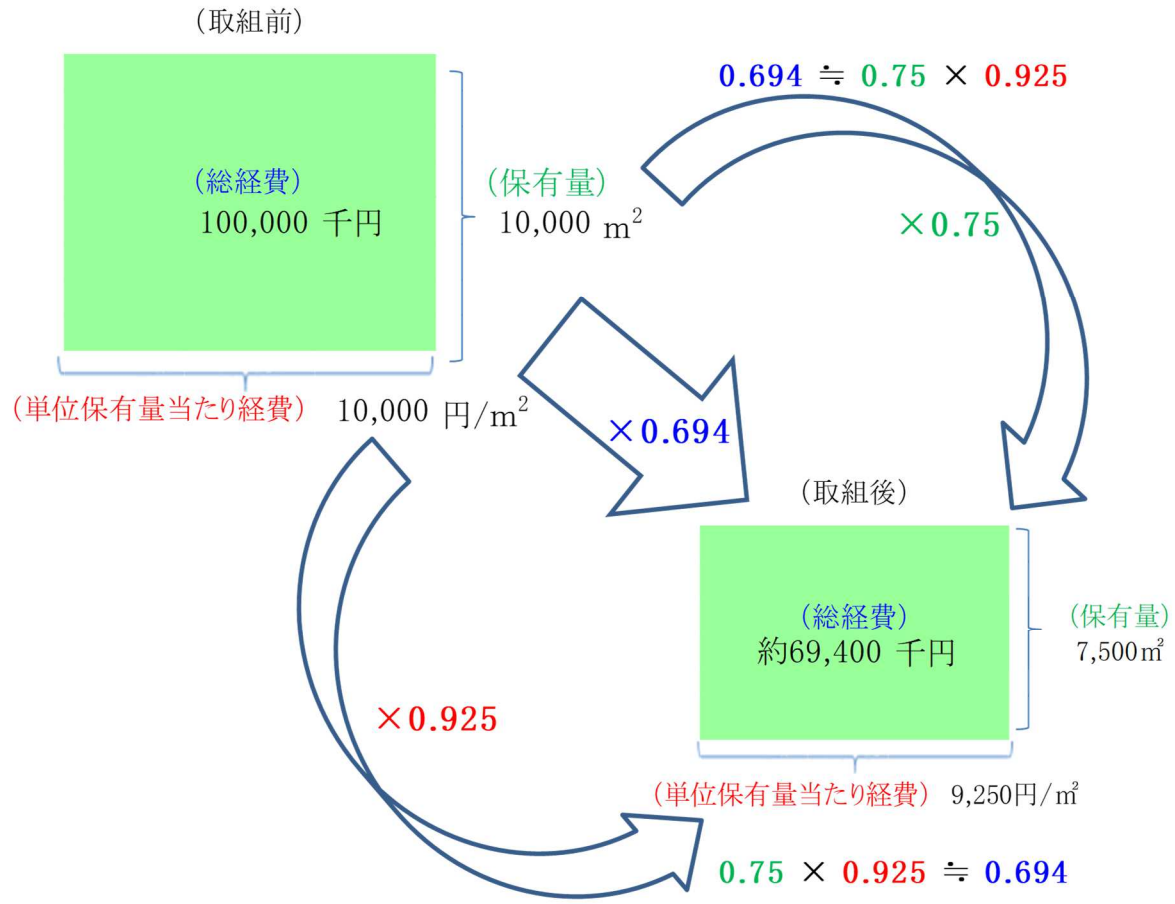


保有量の削減と単位保有量当たりの経費の削減の両面から、総経費の削減につなげることを目的とした考え方ですが、建設工事費の高騰等によって経費の削減が思うように見込めない場合には、その分保有量の削減をしなければならなくなってしまうため、状況に応じて経費の見直しを行う等、適正なバランスを保つ必要があります。（第４章第３節参照）

２　公共施設等への投資に関する数値目標

市民生活の基盤であるインフラ施設をはじめとする必要不可欠の公共施設等の存続を図るため、また、世代間の負担の公平性を図る視点から、適切な起債に基づく投資を計画的に実施していきます。一方で、健全な財政運営を維持していくことは今後も必要ですので、投資の必要性と財政の健全性とを調整する目安が必要です。

本計画では、北部地域振興交流拠点や（仮称）新熊谷衛生センター等の大型施設建設を想定しており、その財源に地方債の活用をすることは必須となりますが、地方債の発行が多すぎることは財政の健全性を損なうことにもなります。

そこで、普通会計においては、将来負担比率[31]を指標とし、早期健全化基準[32]の範囲内で予定される事業債から想定される数値として 100%程度を目標設定し、この範囲内で必要不可欠な更新等に充てるための起債を行っていくものとします。

なお、公営事業会計においては、中長期を見通した事業経営戦略等に基づき、コンパクトシティの推進にも留意しつつ、必要な起債を行っていくものとします。

◇公共施設等への投資に関する数値目標◇

⑴　起債の目安としての将来負担比率 100%程度

普通会計における起債は、必要不可欠の投資に充てるため、将来負担比率 100%程度を大きく逸脱しない範囲内において、世代間の負担の公平性を図る視点を重視しつつ、実施するものとする。

市民サービスの維持・向上を念頭に置きつつ、30.6%の総経費削減を図るとともに、市民生活の基盤である公共施設等の存続のため、将来負担比率 100%程度を目標とし、必要不可欠な投資の財源としての起債を計画的に実施していきます。

31 将来負担比率：市が将来負担することになる市債の残高等が市の財政規模に対してどの程度にあるのかを示す指標です。

32 早期健全化基準：健全化判断比率において財政がいわばイエローカードの状態にあることを示す基準で、将来負担比率では市町村の場合 350%とされています。基準を上回ると、財政健全化計画を議会の議決を経て定め公表し、県知事や議会に毎年実施状況を報告するなどの義務が生じます。

## 第３節　個別の実施方針・推進方針

第２節の基本的な考え方及び前節の数値目標も踏まえ、個別の実施方針・推進方針を次のように定めます。本節の実施方針・推進方針で示された基準・枠組みと施設白書等が示す現状把握に基づき、各個別施設計画上の具体的取組を定め、また、定期的に又は必要に応じ改めていきます。

### １　点検・診断等の実施方針

公共施設等の老朽化に起因する事故[33]が現実に発生している事態を受け、早期に不具合を発見するための点検・診断等の重要性が高まっています。各種の法定点検を含む点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、本計画等の更新内容に反映させるとともに、維持管理・更新等を含む老朽化対策等にも活用していきます。

また、特にインフラ施設では点検等の対象も大量であるため、周期で定められた期間内にその全ての点検等を実施することが困難な場合もあり、点検方法等の工夫[34]が必要です。さらに、巡回点検を受託業務とする民間への包括委託等の有効な手法や、人間が容易に近付けない部分の橋梁の点検をドローンによる空中撮影で行うといった新技術の導入[35]も検討していく必要があります。

点検・診断等による損傷箇所の早期発見と迅速・適切な修繕により、事故を未然に防止することを目指します。

【点検・診断等の実施方針】

⑴　点検・診断等の履歴の集積及び活用

点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、本計画や各個別施設計画の更新内容に反映させるとともに、維持管理・更新等を含む老朽化対策等に活用する。

⑵　有効な手法や新技術の導入検討

公共施設等の安全性を高めるため、民間への包括委託等の有効な手法や各種の新技術の導入について、引き続き検討する。

33 公共施設等の老朽化に起因する事故：中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故（2012（平成 24）年 12 月 2 日発生。9 人死亡）や浜松市第一弁天橋のワイヤーケーブル切断事故（2013（平成 25）年 2 月 10 日に高校生 7 人が渡橋中に発生。死傷者なし）、八潮市道路陥没事故（2025（令和 7）年 1 月 28 日発生。1 人死亡）等

34 点検方法等の工夫：例えば道路修繕計画では、交通状況や市民要望も踏まえた特性に応じて道路を分類し、各分類に応じた点検方法及び頻度を想定しています。

35 新技術の導入：本市で導入済みの例として、道路の不具合等について写真と地図情報付きで通報することのできるスマホのアプリがあります。詳しくは、（市ＨＰ）トップページ＞市政情報＞広報＞まちレポ！くまがや＞道路の不具合や外来生物などをスマホで手軽に通報できます

## ２　維持管理・更新等の実施方針

維持管理・更新等に関する取組として、予防保全の考え方を取り入れる、トータルコスト[36]の縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新するなど様々なものが考えられますが、ここでは次の２点を強調します。

まず、予防保全は、損傷が軽微である早期の対応により損傷拡大による修繕費増加や施設短命化を予防できるという意味では優れた手法ですが、問題はその実施の判断とタイミングです。予防保全のうち、状態監視保全と時間計画保全のいずれが適しているかは施設の特性や技術的な諸条件によってケースバイケースと考えられるため、現場の実務のレベルでの判断を尊重し、これを各個別施設計画に反映していくことが適切です。また、場合によっては従来型の事後保全が有利なケースも考えられます。

次に、トータルコスト縮減に関し、使えなくなるまで古い施設を使用し続けることは不合理[37]といえます。一定期間当たりで比較する場合、高額な修繕費や維持費を払って老朽施設を耐用年数まで使用し続けるよりも、早期に更新・除却等を進めた方が有利なケースも考えられます。また、大規模修繕等を未実施のまま年数を経過している施設については、耐用年数まで使用するために必要とされる高額な工事（大規模修繕工事）を見送ることで更新等の時期を前倒しすることも選択肢です。躯体（くたい）以外の内外装や設備の寿命も考慮しつつ、適切な時期に更新等を実施することで、予算等の限られた資源を有効活用し、更新後の新施設等による市民サービス向上を目指します。

なお、トータルコストの視点で考えると、寄附を受けて建設したり、無償で譲り受けたりした施設の維持管理を市が行うよりも、市費で整備した施設を無償譲渡した上で先方に維持管理運営してもらう方が、コスト的に有利[38]な場合もあります。もちろんその後の長期にわたる維持管理運営が担保される必要はありますが、市民に対して必要なサービスを提供できるのであれば、公営か民営かにこだわる必要はありません。

【維持管理・更新等の実施方針】

⑴　予防保全と事後保全を組み合わせた最も有利な手法による維持管理・更新等

施設の特性や技術的な諸条件を踏まえ、予防保全（状態監視保全・時間計画保全）と事後保全を組み合わせた最も有利な手法により、維持管理・更新等を行う。

具体的に採用すべき手法は、必要に応じ、各個別施設計画により定める。

⑵　トータルコスト縮減に向けた老朽施設の更新等の検討・推進

修繕費や維持費のかさむ老朽施設や高額な大規模修繕等を未実施のまま年数を経過している施設については、トータルコスト縮減や市民サービス向上に資する場合は、更新・除却等の時期を前倒しする方向で検討・推進する。

---

36　トータルコスト：中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理運営、更新等に係る経費の合計です。ほぼ同様の概念ですが、対象となる（特定の）公共施設等の建設から維持管理運営・修繕を経て最終的な解体・除却に至るまでの総コスト（いわばその公共施設等の生涯費用）を指して、ライフサイクルコストということもあります。

37　不合理：歴史的価値がある場合などは例外です。

38　コスト的に有利：例えば保育所に関して、公私連携法人制度（協定に基づき公私連携法人に保育所を運営させることで、公立保育所では通常受けられない国・県の運営費負担金をもらうことも可）や、市立保育所の民間への無償譲渡・貸与（国庫補助により整備した場合であっても、一定の要件を満たせば補助金の返還不要）という手法があります。

### ３　安全確保の実施方針

老朽化進行や耐震性不足に起因して公共施設等の安全性に課題があると認められる場合は、点検・診断等により判明した危険の程度に応じた措置が必要です。

危険の程度が高い場合には、早急に使用中止・敷地への立入禁止等の措置を執った上で施設の廃止・除却[39]を進めます。一方で危険の程度が比較的低い場合には、避難所としての指定があるときはそれを取り消した上で必要な修繕・耐震化等の工事を行うことを想定しますが、必要な工事を実施するまでの間は施設の供用自体を継続することも考えられます。

施設の供用継続によって提供される便利さ及び継続する危険性と、施設の供用廃止によって生じる不便さ及び確保される安全性とを比較衡量し、市民の立場に立って適切に判断していくことを目指します。

【安全確保の実施方針】

⑴　危険の程度に応じた必要な措置の実施

点検・診断等により判明した危険の程度に応じ、使用中止、避難所としての指定取消し等の必要な措置を執るものとする。

⑵　危険の程度が低い場合における供用継続

危険の程度が比較的低い場合には、必要な修繕・耐震化等の工事を行うまでの間、注意喚起等の安全対策措置を講じることで、施設の供用を継続することができる。

[39] 廃止・除却：廃止せずに必要な修繕・耐震化等の工事を行うことも考えられますが、危険の程度が高いケースでは、そのような工事が非常に高額（建て替えた方がむしろ安価）であったり、工事自体が技術的に不可能であったりすることが想定されます。

## ４　耐震化の実施方針

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の機能確保[40]の視点も含め、公共施設等の耐震化を図っていく必要があります。また、利用が低迷している施設や高コストの施設などは、更に費用を掛けてその耐震化を行うのではなく、施設自体を廃止したり、施設機能は別に移転して未耐震の建築物を除却したりすることで費用削減を図ることも考えられます。

また、インフラ施設の耐震化についても、国が示す基準や技術的な諸条件を考慮しつつ、引き続き進めていく必要があります。

なお、熊谷市建築物耐震改修促進計画（以下「耐震改修促進計画」という。）が対象とする建築物については、特に重点的に耐震化を進める必要があります。詳しくは、耐震改修促進計画を参照[41]してください。

耐震化の早急な達成により、市民の安心・安全を確保することを目指します。

【耐震化の実施方針】

⑴　建築物の耐震化率の大幅な向上

建築物については、熊谷市建築物耐震改修促進計画の計画期間内（2030（令和 12）年度までに耐震化を図る。ただし、各個別施設計画で別に定めている場合はそれによる。）に耐震化率を大幅に向上させ、市民の安心・安全を確保する。

⑵　耐震化を実施しない施設

各個別施設計画において、施設を廃止し、又は（施設機能は移転等により存続するものの）当該施設を構成する建築物を更新しない旨定めている場合は、耐震化は実施せず除却を検討する。

⑶　インフラ施設の耐震化

国が示す基準や技術的な諸条件を考慮しつつ、各個別施設計画に従って推進するものとする。

40　災害時の機能確保：避難所に指定されている小中学校や災害対策本部が設置される市役所本庁舎の耐震化は完了しています。災害時のライフライン確保・消防水利整備の視点からは、上水道の基幹管路の耐震化や耐震性防火水槽への更新等を進めていく必要があります。

41　耐震改修促進計画を参照：（市ＨＰ）トップページ＞各課のページ＞建築審査課＞お知らせ＞熊谷市建築物耐震改修促進計画について

５　長寿命化の実施方針

修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化[42]は、一定の場合には効果があります。ただし、長寿命化の方が更新よりもコストがかさむ場合[43]もあることには注意が必要です。必要かつ有効な長寿命化を適切な時期[44]に実施すべきですが、更新費用不足を理由とした割高な長寿命化実施のような問題の先送りは避けなければなりません。

建築物の長寿命化については、費用負担の平準化[45]のため、あるいは施設統廃合の前提[46]として実施する場合等の長期的に有利と認められるようなケースについて、トータルコスト等による比較検討の上、実施の可否を判断するものとします。

また、インフラ施設の長寿命化については、国が示す基準や技術的な諸条件を考慮しつつ、適用対象の選別や有効な具体的手法について各個別施設計画において検討の上、推進するものとします。

【長寿命化の実施方針】

⑴　建築物の長寿命化

費用負担平準化のための実施、施設統廃合の前提としての実施等の長期的に有利と認められるようなケースについて、各個別施設計画に従って推進するものとする。

⑵　インフラ施設の長寿命化

国が示す基準や技術的な諸条件を考慮しつつ、各個別施設計画に従って推進するものとする。

---

42 長寿命化：老朽化した公共施設等の物理的な不具合を直し、その耐久性（経年劣化に対する耐性）を高めたり、回復したりすることです。大きく分けて、①コンクリートの中性化対策や鉄筋の腐食対策によって構造部分（躯体）自体の延命を図ることと、②特に建築物の場合、躯体の健全性を確認した上で耐用年数のより短い内外装部分や電気・配管等の設備部分をリニューアルし、施設機能を回復（場合によっては向上）させることを指しています。

なお、耐震対策やバリアフリー化その他の質的向上のための工事も長寿命化に含める考えもあるようですが、あまり広く捉えるとかえって意味が曖昧となってしまうため、ここでは本文中に示した①及び②として把握します。鉄筋コンクリート造（ＲＣ造）の躯体については、その耐用年数が一般に 60 年とされるのに対し、内外装部分や電気・配管等の設備部分の耐用年数は 15～30 年程度とされています。仮に、内外装や電気・配管等の耐用年数を 20 年程度と考えた場合、耐用年数 60 年の建物に関しては、20 年目と 40 年目に合計 2 回、これらの更新・修繕の必要があることとなります。長寿命化により建物（躯体）の耐用年数を 80 年にまで延命した場合は、20 年目、40 年目、60 年目の合計 3 回の更新等が必要です。長寿命化や建替えの実施に際しては、これら内外装や電気・配管等の耐用年数（更新サイクル）も考慮して計画を立てることが必要です。

43 更新よりもコストがかさむ場合：長寿命化改修においては、建物の内外装を全て撤去し、躯体を露出させた上で必要な処置・工事を行うこととなりますが、事前には把握できなかった躯体の重篤な不具合が、内外装を撤去した段階で初めて判明するケースも少なくはなく、その傷み具合によっては長寿命化の実施は不可能、改築に変更ということもあるため、一定程度以上の老朽化が進行しているような場合は想定外のコストが掛かってしまうこともあります。また、新技術を導入した更新により享受できるコスト節減効果が長寿命化では得られない場合や、時間計画保全を多用したため結果的に余計にコストが掛かってしまうような場合なども考えられます。

44 適切な時期に実施：例えば、文部科学省「学校施設の長寿命化改修の手引～学校のリニューアルで子供と地域を元気に！～」15・16 頁では、劣化が重度にならないうちの適切なタイミングは「おおむね築後 45 年程度まで」とされています。

45 費用負担の平準化：更新時期の同時到来に伴う費用負担の時間的集中を回避し、将来の費用負担を平準化するために、計画に基づいて現在更新すべきものと将来更新すべきものとを選別し、後者について、その更新すべき時期が到来するまでの間に限り、長寿命化を行うようなケースです。

46 施設統廃合の前提：将来の施設の統廃合を見据え、耐久年限が異なる統廃合対象の施設の供用期間の終期をそろえるために、先に耐用年数が到来する施設の長寿命化を行うようなケースです。

## ６　ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化を推進する必要があります。

本市では、「熊谷市バリアフリー基本構想」に基づき、既存施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインへの適合（スロープや手すりの設置、誰にも使いやすい多目的トイレへの改修等）を、改修等の機会を捉えて順次実施しています。引き続き、施設の更新・統廃合等の機会を捉えたエレベーターの設置等も含め、進めていく必要があります。

バリアフリー化やユニバーサルデザインへの適合を図り、誰もが使いやすい公共施設等の環境を整備していくことで、「心のバリアフリー」が達成された社会の実現を目指します。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

⑴　「心のバリアフリー」達成に向けたユニバーサルデザイン化の推進

誰もが使いやすい公共施設等の環境を整備することにより、「心のバリアフリー」が達成された社会を実現するため、既存施設の改修、更新・統廃合等の機会を最大限に活かしてユニバーサルデザイン化を推進する。

## ７　脱炭素化の推進方針

本市では、二酸化炭素または温室効果ガスの排出量について、令和 32 年（2050 年）までに実質ゼロ（カーボンニュートラル）を目指す「ゼロカーボンシティくまがや」宣言を行っています。

公共施設の更新・改修等にあたり、再生可能エネルギーの普及やエネルギー使用の合理化などの地球温暖化対策の取組を進めていきます。

【脱炭素化の推進方針】

⑴　ゼロカーボンシティ宣言の着実な推進

新たに建設する市有施設については、カーボンニュートラルや ZEB 化を検討するなど、省エネルギー化を推進する。

⑵　再生可能エネルギー施策を推進

自然と調和した再生可能エネルギーの活用・導入を推進する。

## ８　統廃合・複合化の推進方針

公共施設等の利用状況・耐用年数等を踏まえた選別の結果として、一部の施設について供用を廃止したり、現状より面積を減らして更新したりすることとなりますが、単に施設を減少・縮小させるだけでは、まちの魅力が減って人口減少に更に拍車を掛けることにもなりかねません。施設を減らしてもその機能は残すという機能存続の視点[47]、サービスの量は減らしてもその質を維

[47] 機能存続の視点：物理的な建物の存続にとらわれず、市民サービスの実体である施設の機能を存続させる視点に立って、建物は１つでも複数の機能を発揮できるのではないか、建物をなくしても機能は残せるのではないかといった検討を行います。

持・向上させるような視点が不可欠です。

具体的には、主に建築物の統廃合・複合化の場合ですが、廃止施設の機能を他施設が引き継ぐ機能移転の可能性を検討します。また、施設本来の機能を担う貸室等の専用部分の存続を優先する一方、玄関・廊下・トイレ等の共用部分を支障のない範囲で圧縮し、複合化のメリットを活かす方向で検討します。さらに、管理運営費のかさむ小規模施設の再編・集約等を速やかに推進するとともに、民間で提供される（できる）サービスは積極的に民間に委ねることとし、人員や予算等の限られた資源の有効活用を図りつつ、地域経済の活性化にも資する方向性を模索します。加えて、いわゆる交通弱者も含めた全ての市民にとって使いやすい施設、住みやすい地域・まちとするため、「熊谷市地域公共交通計画[48]」（以下「交通計画」という。）と連携しつつ、移転・集約された施設へのアクセスを確保できるように公共交通の充実・再編を民間と協力・役割分担して推進する必要があります。

人口減少が進行する本市の将来を見据え、老朽化した施設を減らす代わりに市民ニーズに合致した施設の新設・集約を積極的に実施し、同時に公共交通の充実と民間施設の活用も推進することで、市民サービスの維持・向上と、人員や予算等の限られた資源の有効活用等を両立させることを目指します。

なお、インフラ施設の統廃合・複合化に相当するものとして、コンパクトシティの推進・形成が挙げられます。コンパクトシティの推進等については、コンパクトで災害に強いまちづくりにつながるように、都市計画マスタープラン[49]・立地適正化計画[50]と連携しつつ、各個別施設計画に従って取り組んでいくことを想定します。

【統廃合・複合化の推進方針】

⑴　施設機能存続による市民サービスの維持・向上

主に建築物の統廃合・複合化については、機能移転や専用部分存続・共用部分圧縮等による施設機能存続を各個別施設計画に従って推進することにより、市民サービスの維持・向上を図るものとする。

⑵　小規模施設の再編等や民間施設活用による限られた資源の有効活用

小規模施設の再編・集約等や民間施設の活用を各個別施設計画等に従って推進することにより、人員や予算等の限られた資源の有効活用を図る。

⑶　公共交通の充実・再編の推進

移転・集約された施設へのアクセスを確保するため、交通計画と連携しつつ、公共交通の充実・再編を民間と協力・役割分担して推進する。

⑷　コンパクトシティの推進等

都市計画マスタープラン・立地適正化計画と連携しつつ、各個別施設計画に従ってコンパクトで災害に強いまちづくりを進めるものとする。

48 地域公共交通計画：地域における輸送資源を総動員し、まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークを形成することで、持続可能な旅客運送サービスの提供を確保していくことを目指しています。

49 都市計画マスタープラン：市町村の都市計画に関する基本的な方針を指します。

50 立地適正化計画：都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉・利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るための計画です。市街化区域内に都市機能増進施設の立地を誘導すべき都市機能誘導区域や人口密度を維持すべき居住誘導区域を設定し、これらを公共交通で結ぶことにより、人口減少と高齢化の状況下においても都市の持続可能性を確保していきます。宅地化を抑制するために居住を誘導しないこととする居住調整地域の設定も可能です。

9　推進体制の構築方針

公共施設マネジメント業務を円滑に推進するため、関係各課に施設マネジメント担当者が設置され、所管施設の利用状況・収支・健全度等の基礎情報の収集・更新、計画案の立案・改定等の業務を担当していますが、同業務は建物や設備等のハードウェアが相手であるため、これらに関する実地の知識・技能も一定程度は必要です。

しかしながら、建築・電気・土木等の専門的知識・技能を有する技術系職員の人数は限られているため、特に建築物については、事務系職員自らが施設の日常点検や簡易劣化診断を比較的容易に、かつ、的確に行えるような体制の構築が望まれます。庁内営繕部門が事務系職員向けの日常点検・簡易劣化診断研修[51]を実施し、施設管理に役立つ実地の知識・技能を全庁的に共有できるような体制の構築を目指します。

【推進体制の構築方針】

⑴　施設の日常点検・簡易劣化診断に係る研修の実施

事務系職員自らが施設の日常点検や簡易劣化診断を行えるように、必要な研修を実施し、施設管理に役立つ実地の知識・技能を全庁的に共有できるように努めるものとする。

10　市民との情報共有の推進方針

市の公共施設等の将来の在り方については、市民の考えや意見を聴き、市民と市が共に考え、決めていくことが望ましいといえます。これまでの公共施設マネジメントの取組においても、各種計画策定時におけるパブリックコメント実施のほか、2014・2017（平成 26・29）年度の市民アンケート実施、2018（平成 30）年度の市民ワークショップ開催、2019（令和元）年度の公共施設再編方針案の公表とエリア別市民説明会・地域説明会開催、市政宅配講座等により、市民の考えの把握に努めてきました。引き続き市民との情報共有化を図り、共通認識の形成を行っていきます。

【市民との情報共有の推進方針】

⑴　公共施設マネジメントにおける共通認識の形成

公共施設等に関する情報について、市民との共有化を図り、公共施設マネジメントにおける共通認識の形成に努めるものとする。

51　日常点検・簡易劣化診断研修：民間には自治体職員向けの同様の研修を受託する事業者もありますので、民間委託による研修実施も有効な選択肢です。

## 11　ＰＰＰ/ＰＦＩの実施方針

ＰＰＰ/ＰＦＩ[52]に関しては、本市でも「熊谷市ＰＰＰ／ＰＦＩ導入ガイドライン」（以下「ＰＰＰ/ＰＦＩガイドライン」という。）を策定し、導入を進めています。本市におけるＰＰＰ/ＰＦＩの基本的な考え方については、ＰＰＰ/ＰＦＩガイドラインを参照[53]してください。

ＰＦＩに関しては、施設・事業による適否の見極めが必要ですが、大まかな把握としては、整備段階では一括・大量整備が、運営段階では有料施設の運営が、ＰＦＩが効力を発揮するケースといえます。また、いずれのケースでも民間事業者に十分な裁量を与えることが必要です。そのような視点からすると、公共施設等運営権制度[54]の活用は、有効な選択肢であると考えられます。

ＰＦＩ以外のＰＰＰに関しては、包括委託方式による維持管理運営や定期借地権の利用による施設整備など様々な手法・事例があり、研究対象・参考[55]とすべきです。

ＰＰＰ/ＰＦＩガイドラインに定める基準及び手続に従って検討を進めることで、ＰＰＰ/ＰＦＩ手法のメリットのみならずデメリットも適切に把握し、従来型手法との比較検討を十分に行った上で、ＰＰＰ/ＰＦＩ手法によることが望ましい案件について、その導入・実施段階へと進むことを想定します。

**【ＰＰＰ/ＰＦＩの実施方針】**

⑴　ＰＰＰ/ＰＦＩの導入・実施

ＰＰＰ/ＰＦＩガイドラインに定める基準及び手続により、ＰＰＰ/ＰＦＩの導入・実施に引き続き取り組むものとする。

---

52 ＰＰＰ/ＰＦＩ：「ＰＰＰ」とは、Ｐｕｂｌｉｃ／Ｐｒｉｖａｔｅ　Ｐａｒｔｎｅｒｓｈｉｐ（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略で、公民連携・官民連携と訳されることもありますが、ＰＦＩのほか、民間委託、指定管理者制度なども含んだ広い概念で、公共部門と民間部門とによる適切な役割分担やそれによる事業化手法全般を指しています。一方、「ＰＦＩ」とは、Ｐｒｉｖａｔｅ　Ｆｉｎａｎｃｅ　Ｉｎｉｔｉａｔｉｖｅ（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略で、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、公共施設等の整備・維持管理・運営等を行う手法のことです。

53 ＰＰＰ/ＰＦＩガイドラインを参照：（市ＨＰ）トップページ＞各課のページ＞施設マネジメント課＞PPP/PFI について

54 公共施設等運営権制度：有料の公共施設等について、施設の所有権は公共部門に残したまま、運営権のみを切り離して民間事業者に設定し、その事業者が施設の運営・維持管理を行い、利用料金を自らの収入とすることのできる制度です（コンセッション方式）。指定管理者制度に似ていますが、①指定期間が通常 3～5 年程度である指定管理者制度に対して、公共施設等運営権制度は数十年間の長期契約を想定しているため、長期的な視点に立った投資・運営が可能になること、②みなし物権である公共施設等運営権を担保として抵当権を設定することで資金調達が可能であることなど、民間事業者が持てるノウハウや技術を最大限に発揮できるように、より配慮された制度設計となっている点が異なります。

55 研究対象・参考：ＰＦＩ発祥の地であるイギリスにおけるＰＦＩの見直しや、フランスにおける水道事業の再公営化といった海外の動向も伝わっていますので、ＰＰＰ/ＰＦＩのデメリットについても十分な認識が必要です。

12　跡地活用の推進方針

廃止施設の建物を存続させることは、経費を払い続けることを意味します。全く使用していない施設であっても防犯・防火上の理由からの管理は必要ですし、敷地の除草も定期的に行わねばなりません。一方で跡地を売却すれば、民間活用による市民の利便性向上が期待でき、市には固定資産税等が入ります。廃止施設の除却にも相当の費用が掛かりますが、長期的視点に立って、売却を含めた跡地の活用を積極的に推進すべきです。

ただし、閉校となった小学校の跡地については、地域活動の存続・活性化の視点から、小学校閉校後においてもその地域の中核となるべき地域拠点施設[56]としての存続・活用を目指します。地域拠点施設の再整備に当たっては、跡地の一部売却等の場合も含め、地域の声を聴きながら進めていきます。

【跡地活用の推進方針】

⑴　廃止施設の除却・跡地売却等の推進

廃止した施設の除却及び跡地売却を積極的に進める。売却等をしない場合には、賃貸借など普通財産としての有効活用を図るものとする。

⑵　小学校跡地の地域拠点施設化

上記⑴にかかわらず、小学校跡地については、地域拠点施設としての存続・活用を図るものとする。

公共施設跡地等利活用検討フロー（略図）

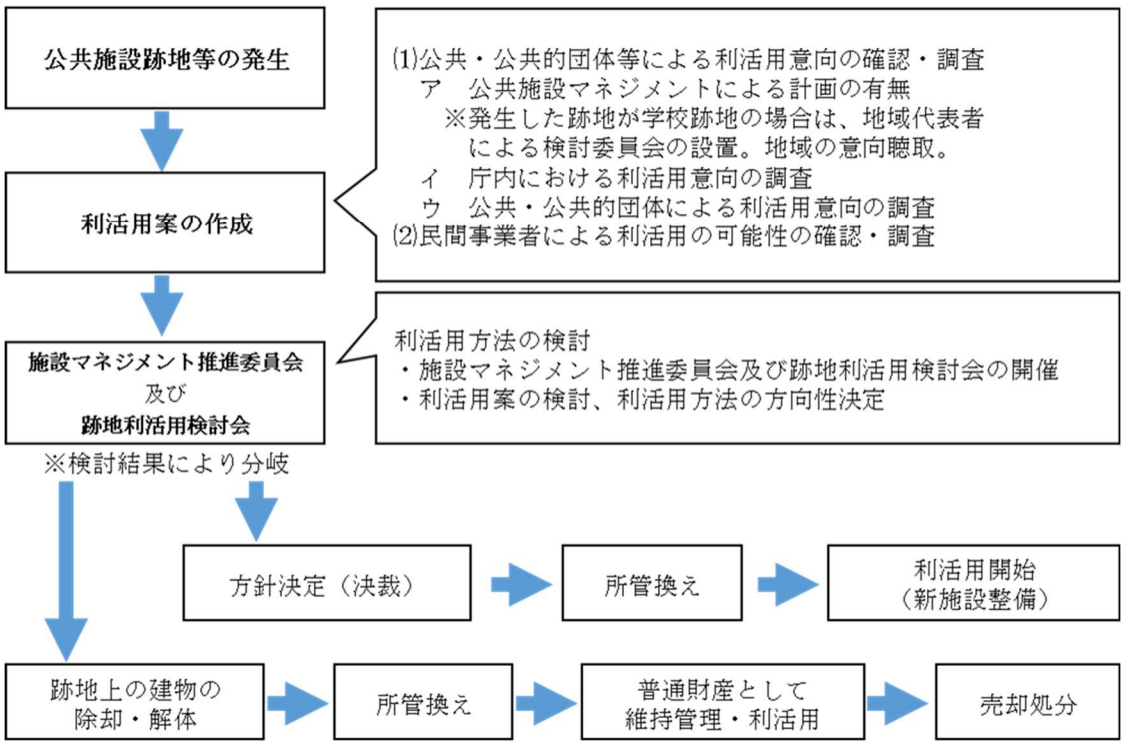


56　地域拠点施設：第５章第１節参照

# 第４章　公共施設マネジメントの進捗状況

本章では、第２章で記した本市の公共施設の状況について、本計画策定当初からこれまでの取組状況と、前章で示した目標に対しての進捗状況についてまとめました。

## 第１節　建築物とインフラ施設の保有量

本計画改定以降の５年間における本市の公共施設保有量は、図表 23・24 のとおりです。

**図表 23　本市の建築物の保有量の変化**

| No. | 施設区分 | 会計区分 | 計画策定当初（2020.3.31）の保有量 | 現在（2025.3.31）の保有量 | 増減 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 庁舎等 | 普通 | 27,054 ㎡ | 27,054 ㎡ | 0 ㎡ |
| 2 | 行政施設等 | 普通 | 4,240 ㎡ | 4,177 ㎡ | -63 ㎡ |
| | | 公営事業 | 1,213 ㎡ | 873 ㎡ | -340 ㎡ |
| 3 | 市民文化施設 | 普通 | 38,896 ㎡ | 38,500 ㎡ | -396 ㎡ |
| 4 | 社会教育施設 | 普通 | 27,275 ㎡ | 27,275 ㎡ | 0 ㎡ |
| 5 | 人権施設 | 普通 | 3,012 ㎡ | 3,012 ㎡ | 0 ㎡ |
| 6 | 保健福祉施設 | 普通 | 5,754 ㎡ | 5,754 ㎡ | 0 ㎡ |
| 7 | 水浴施設 | 普通 | 7,436 ㎡ | 7,436 ㎡ | 0 ㎡ |
| 8 | 産業施設 | 普通 | 12,352 ㎡ | 11,800 ㎡ | -552 ㎡ |
| 9 | 消防施設 | 普通 | 10,354 ㎡ | 10,407 ㎡ | 53 ㎡ |
| 10 | 環境施設 | 普通 | 3,065 ㎡ | 3,004 ㎡ | -61 ㎡ |
| 11 | 防災・河川施設 | 普通 | 229 ㎡ | 229 ㎡ | 0 ㎡ |
| 12 | 公園・スポーツ施設 | 普通 | 13,310 ㎡ | 12,960 ㎡ | -350 ㎡ |
| 13 | 公共交通施設等 | 普通 | 2,361 ㎡ | 2,348 ㎡ | -13 ㎡ |
| | | 公営事業 | 8,283 ㎡ | 8,283 ㎡ | 0 ㎡ |
| 14 | 葬斎施設 | 普通 | 4,231 ㎡ | 4,231 ㎡ | 0 ㎡ |
| 15 | 学校施設 | 普通 | 306,580 ㎡ | 305,303 ㎡ | -1,277 ㎡ |
| 16 | 子育て支援施設 | 普通 | 15,323 ㎡ | 15,565 ㎡ | 242 ㎡ |
| 17 | し尿処理施設 | 普通 | 10,252 ㎡ | 10,446 ㎡ | 194 ㎡ |
| 18 | 市営住宅等 | 普通 | 46,341 ㎡ | 43,367 ㎡ | -2,974 ㎡ |
| 19 | （大里広域市町村圏組合の施設） | 普通 | 11,142 ㎡ | 11,142 ㎡ | 0 ㎡ |
| | 合　　計 | | 558,704 ㎡ | 553,166 ㎡ | -5,538 ㎡ |

**図表 24　本市のインフラ施設の保有量の変化**

| No. | 施設区分 | 会計区分 | 計画策定当初（2020.3.31）の保有量 | 現在（2025.3.31）の保有量 | 増減 |
|---|---|---|---|---|---|
| 20 | 公園 | 普通 | 2,212,939 ㎡ | 2,209,530 ㎡ | -3,409 ㎡ |
| 21 | 道路 | | 10,887,872 ㎡ | 11,155,463 ㎡ | 267,591 ㎡ |
| 22 | 橋梁 | | 45,334 ㎡ | 45,976 ㎡ | 642 ㎡ |
| | 合　　計 | | 13,146,145 ㎡ | 13,410,969 ㎡ | 264,824 ㎡ |
| 23 | 上水道 | 公営事業 | 1,177,202 m | 1,216,733 m | 39,531 m |
| 24 | 公共下水道 | | 511,130 m | 561,413 m | 50,283 m |
| 25 | 農業集落排水施設 | | 122,056 m | 122,219 m | 163 m |
| 26 | 河川等管理施設 | | 7,921 m | 7,921 m | 0 m |
| | 合　　計 | | 1,818,309 m | 1,908,286 m | 89,977 m |

建築物の保有量では、行政施設等や市民文化・産業・環境・公園・スポーツ・公共交通施設等・学校・市営住宅等の施設では保有量の減少がみられますが、消防・子育て支援・し尿処理施設では微増となっています。合計の保有量は、5,538 ㎡の削減を達成しました。

具体的には、土地区画整理西部事務所や老朽化した市営住宅、東部体育館、熊谷運動公園屋外プール、学校プールの廃止・除却を進める一方、児童クラブへの用途変更や消防車庫の更新など新規施設ができることで、数量の削減を行いながら市民サービスの向上も目指している本市の考え方に沿って一定の成果が出ているといえます。

また、インフラ施設の保有量は、蚕業試験場跡地ひろば（都市公園以外の公園）が子育て支援・保健拠点施設に用途変更したため公園の面積としては減少しましたが、他のインフラ施設は基本的に増加傾向にあります。

## 第２節　現在の進捗状況

前章第３節で示した公共施設等の総経費に関する数値目標の進捗状況は、図表 25・26 のとおりです。

図表 25 は、2020（令和 2）年度からの 4 年間の総経費と数値目標（30.6%削減の指標）の累計を比較したグラフです。これを見ると、緑の線の目標値を実際の総経費である赤い棒グラフが下回っており、ここまでの 4 年間は目標を達成していることが分かります。ただし、現段階では更新時期を迎えていない施設も多く、これからさらに多くの施設が更新時期や大規模修繕の時期を迎えた際には、経費の増加に伴って目標値を達成できない年度が増えてくることが予測されます。

また、図表 26 は総経費の内訳を示した表です。分類ごとに見ていくと、各年度で事業の内容により大きく変動していることが分かります。

これらのことから、単年ごとの目標達成状況だけで判断するのではなく、計画期間の 40 年間を継続して検証していく必要があります。

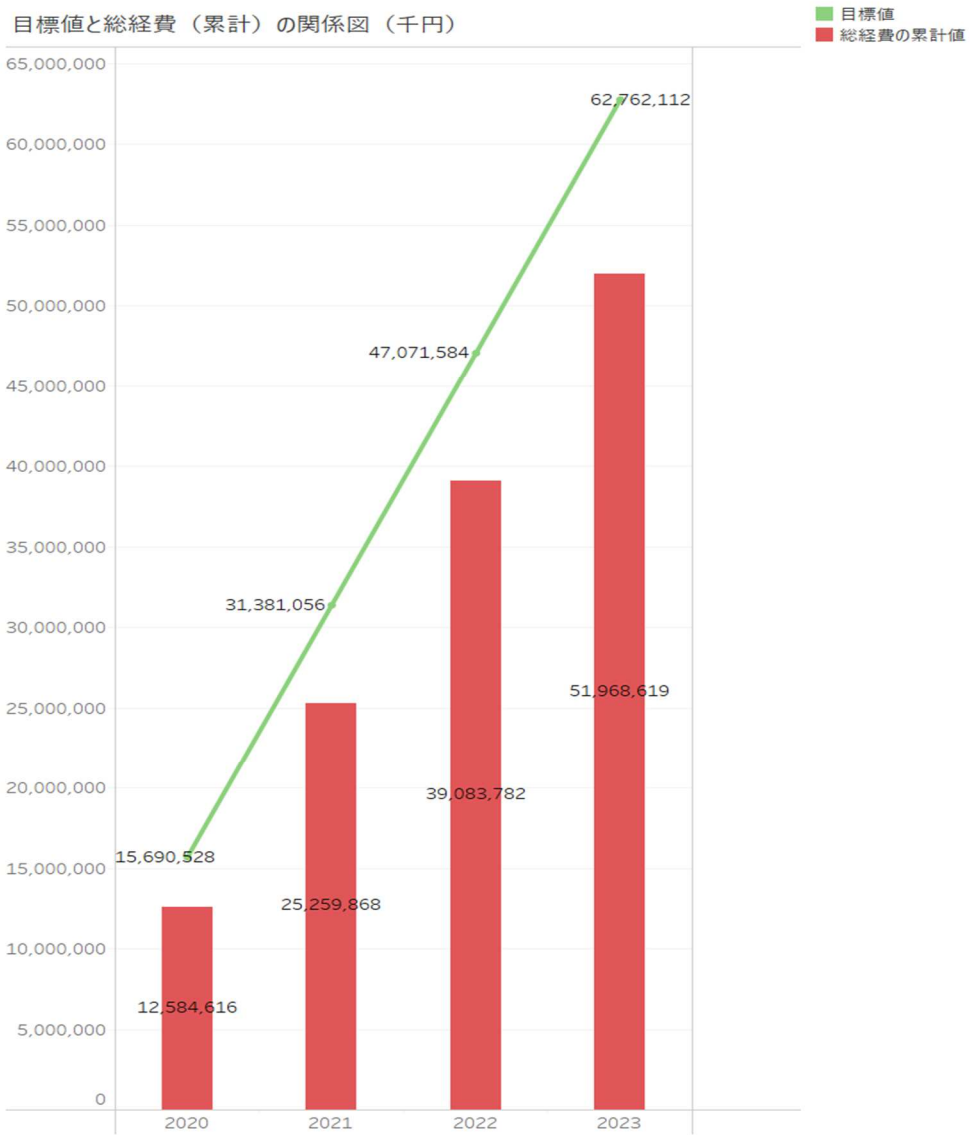


**図表 25　総経費と数値目標の累計（全体）**

## 図表 26　総経費の内訳（円）

| | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 |
|---|---|---|---|---|
| ①庁舎等編 | 264,736,332 | 281,851,202 | 328,310,593 | 319,735,521 |
| ②行政施設等編（普通・建築物） | 146,081,150 | 101,668,731 | 121,538,549 | 122,028,662 |
| ②行政施設等編（普通・インフラ） | 12,060,610 | 97,075,697 | 14,692,348 | 13,752,963 |
| ③市民文化施設編 | 412,213,325 | 447,274,880 | 668,293,424 | 648,561,783 |
| ④社会教育施設編 | 776,028,299 | 976,282,746 | 798,258,554 | 958,723,267 |
| ⑤人権施設編 | 36,342,636 | 25,810,578 | 23,305,777 | 44,476,252 |
| ⑥保健福祉施設編 | 182,057,287 | 175,951,327 | 170,850,699 | 33,987,186 |
| ⑦水浴施設編（普通・建築物） | 161,156,795 | 153,649,830 | 176,168,613 | 201,840,739 |
| ⑦水浴施設編（普通・インフラ） | 115,533,272 | 86,228,847 | 161,405,811 | 168,769,647 |
| ⑧産業施設編 | 143,269,289 | 173,874,190 | 182,096,835 | 118,391,763 |
| ⑨消防施設編 | 2,354,963,847 | 2,223,028,434 | 2,451,657,093 | 2,361,573,798 |
| ⑩環境施設編 | 88,214,641 | 64,743,530 | 65,615,576 | 76,427,414 |
| ⑪防災・河川施設編（普通・建築物） | 43,712,545 | 35,494,867 | 33,797,917 | 29,250,637 |
| ⑪防災・河川施設編（普通・インフラ） | 3,673,806 | 3,990,037 | 1,207,562 | 2,885,484 |
| ⑫公園・スポーツ施設編（普通・建築物） | 142,951,544 | 154,954,467 | 361,193,116 | 760,315,930 |
| ⑫公園・スポーツ施設編（普通・インフラ） | 657,518,082 | 566,694,586 | 631,816,586 | 620,605,763 |
| ⑬公共交通施設等編（普通・インフラ） | 25,245,497 | 27,344,038 | 25,006,376 | 21,928,210 |
| ⑬公共交通施設等編（公営事業・建築物） | 8,915,479 | 8,312,438 | 5,811,671 | 2,067,837 |
| ⑭葬斎施設編 | 93,548,843 | 67,563,721 | 80,442,584 | 83,282,625 |
| ⑮学校施設編 | 2,982,552,292 | 2,836,530,680 | 2,785,337,377 | 3,940,703,137 |
| ⑯子育て支援施設編 | 2,120,181,340 | 2,218,710,373 | 2,274,547,637 | 4,134,456,741 |
| し尿処理施設整備基本計画 | 399,083,588 | 421,894,249 | 492,727,731 | 437,568,788 |
| 市営住宅等長寿命化計画 | -3,445,065 | 31,126,798 | -17,188,000 | 1,100,555 |
| 道路修繕計画 | 1,520,521,521 | 1,558,187,558 | 1,630,096,057 | 1,875,984,842 |
| 橋梁長寿命化修繕計画・横断歩道橋長寿命化修繕計画 | 40,727,264 | 82,552,244 | 217,489,289 | 449,242,071 |
| 農業集落排水施設最適整備構想 | 98,602,380 | 109,629,766 | 123,567,969 | 0 |
| 個別施設計画　河川等管理施設編 | 196,750,623 | 214,229,230 | 148,140,932 | 246,131,811 |
| （県策定の河川等管理施設に係る個別施設計画） | 80,360,887 | 51,324,635 | 63,831,279 | 74,287,069 |

## 第３節　評価と改善

建築物については、各個別施設計画の進捗に若干の遅れはあるものの、着実に保有量の削減を進めることができています。引き続き計画に沿った事業を実施するとともに、遅れている事業については、原因の解決を行うとともに、スケジュールの見直しや個別施設計画の修正を行う必要があります。

一方、インフラ施設では、全国的にも施設の老朽化対策が課題となっており、点検や修繕に係る経費は増加しています。

また、施設の維持管理及び更新等に係る経費については、建設工事費の高騰[57]（主に建築資材価格やエネルギー費、労務単価などの高騰）により計画の達成に大きな影響を与えています。そこで、建設やインフラ整備に係る工事費の上昇傾向を、本計画の目標金額に反映させることとします。

国土交通省が公表している建設工事費デフレーター[58] を参考に、本計画初年度の 2020（令和 2）年度を 100.00％とした場合の上昇率を建築物とインフラ施設ごとに算出し、数値目標でもある 30.6％の削減を実現した際の削減率 0.694 をかけて目標金額を設定しなおしたものが図表 27・28 です。

なお、これまで 10 年以上にわたり上昇傾向がみられるため、第 2 期前半（2025～2029 年度（令和 7～11 年度））は、第 1 期後半（2020～2024 年（令和 2～6 年度））と同程度の上昇率を見込み、第２期後半（2030～2034 年度（令和 12～16 年度））以降は 2029（令和 11）年度の値を据え置くこととします。

これらの見直しにより、総経費の目標金額は年平均で約 157 億円から約 221 億円に修正します。

今後も社会情勢の変動に注視しながら取組の推進を図るとともに、必要に応じて単価の見直しを行うなど目標値の修正も検討します。

[57] 建設工事費の高騰：国土交通省や建設物価調査会などが公表する公的な指標によると、2013（平成 25）年頃から長期的に上昇しており、特に 2021（令和 3）年以降に急激な上昇がみられます。こうした状況は、地方自治体にも大きな影響を及ぼしており、愛知県南知多町の中学校建設では、2021（令和 3）年に算定した建設費 26 億円が、その後 38 億円（約 12 億円の増額）となり計画を断念せざるをえない状況となりました。また、東京都北区の公共施設の改修費用は 100 億円から 190 億円へとほぼ倍増となり、計画の見直しとなっています。

[58] 建設工事費デフレーター：建設工事の「名目工事費」を物価変動の影響を取り除いた「実質額」に変換するための指標です。国土交通省が毎月作成・公表しており、建設工事費を構成する労務費や資材費などの価格指数を総合的に算出したものです。

## 図表 27　目標金額の見直し（表）

単位：円

| 西暦 | これまでの目標金額 | 建築物 | | | | インフラ施設 | | | | 経費予測 C (A+B) | 補正後 単年度ごとの 目標金額 C×0.694 | 見直し後の 目標金額 (35年平均) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 上昇率 (%) | 単位保有量 あたりの経費 補正後 普通会計 | 単位保有量 あたりの経費 補正後 公営事業会計 | 補正後 (経費×保有量) A | 上昇率 (%) | 単位保有量 あたりの経費 補正後 普通会計 | 単位保有量 あたりの経費 補正後 公営事業会計 | 補正後 (経費×保有量) B | | | |
| 2020年度 | 15,690,528,000 | 100.00 | 27,290.00 | 31,859.00 | 15,290,392,094 | 100.00 | 276.00 | 2,040.00 | 7,321,527,540 | 22,611,919,634 | 15,692,672,226 | |
| 2021年度 | 15,690,528,000 | 105.94 | 28,911.57 | 33,752.06 | 16,198,947,192 | 103.77 | 286.41 | 2,116.93 | 7,597,622,344 | 23,796,569,536 | 16,514,819,258 | |
| 2022年度 | 15,690,528,000 | 112.53 | 30,710.53 | 35,852.21 | 17,206,889,839 | 109.48 | 302.15 | 2,233.29 | 8,015,242,274 | 25,222,132,113 | 17,504,159,687 | これまで通り |
| 2023年度 | 15,690,528,000 | 114.86 | 31,344.20 | 36,591.97 | 17,561,932,743 | 112.88 | 311.55 | 2,302.73 | 8,264,467,072 | 25,826,399,815 | 17,923,521,472 | |
| 2024年度 | 15,690,528,000 | 119.22 | 32,535.14 | 37,982.30 | 18,229,205,454 | 117.94 | 325.51 | 2,405.96 | 8,634,936,365 | 26,864,141,820 | 18,643,714,423 | |
| 2025年度 | 15,690,528,000 | 124.03 | 33,846.42 | 39,513.12 | 18,963,908,795 | 122.43 | 337.89 | 2,497.47 | 8,963,380,091 | 27,927,288,885 | 19,381,538,486 | 22,121,839,137 |
| 2026年度 | 15,690,528,000 | 128.83 | 35,157.71 | 41,043.95 | 19,698,612,135 | 126.91 | 350.27 | 2,588.96 | 9,291,750,601 | 28,990,362,736 | 20,119,311,739 | 22,121,839,137 |
| 2027年度 | 15,690,528,000 | 133.64 | 36,468.99 | 42,574.77 | 20,433,315,475 | 131.40 | 362.65 | 2,680.46 | 9,620,121,111 | 30,053,436,586 | 20,857,084,991 | 22,121,839,137 |
| 2028年度 | 15,690,528,000 | 138.44 | 37,780.28 | 44,105.60 | 21,168,018,815 | 135.88 | 375.03 | 2,771.95 | 9,948,491,621 | 31,116,510,436 | 21,594,858,243 | 22,121,839,137 |
| 2029年度 | 15,690,528,000 | 143.25 | 39,091.56 | 45,636.42 | 21,902,722,155 | 140.37 | 387.41 | 2,863.45 | 10,276,862,132 | 32,179,584,287 | 22,332,631,495 | 22,121,839,137 |

※上昇率は、建設工事費デフレーターのデータを元に、2020年度（計画初年度）を基準に換算して算出しています。
※建設工事費デフレーターの参照データは、建築物が「建築総合」、インフラ施設が「土木総合」の「公共事業」の値とします。
※2030～2059年までの30年間は、2029年と同様の値と仮定します。

## 図表 28　目標金額の見直し（グラフ）

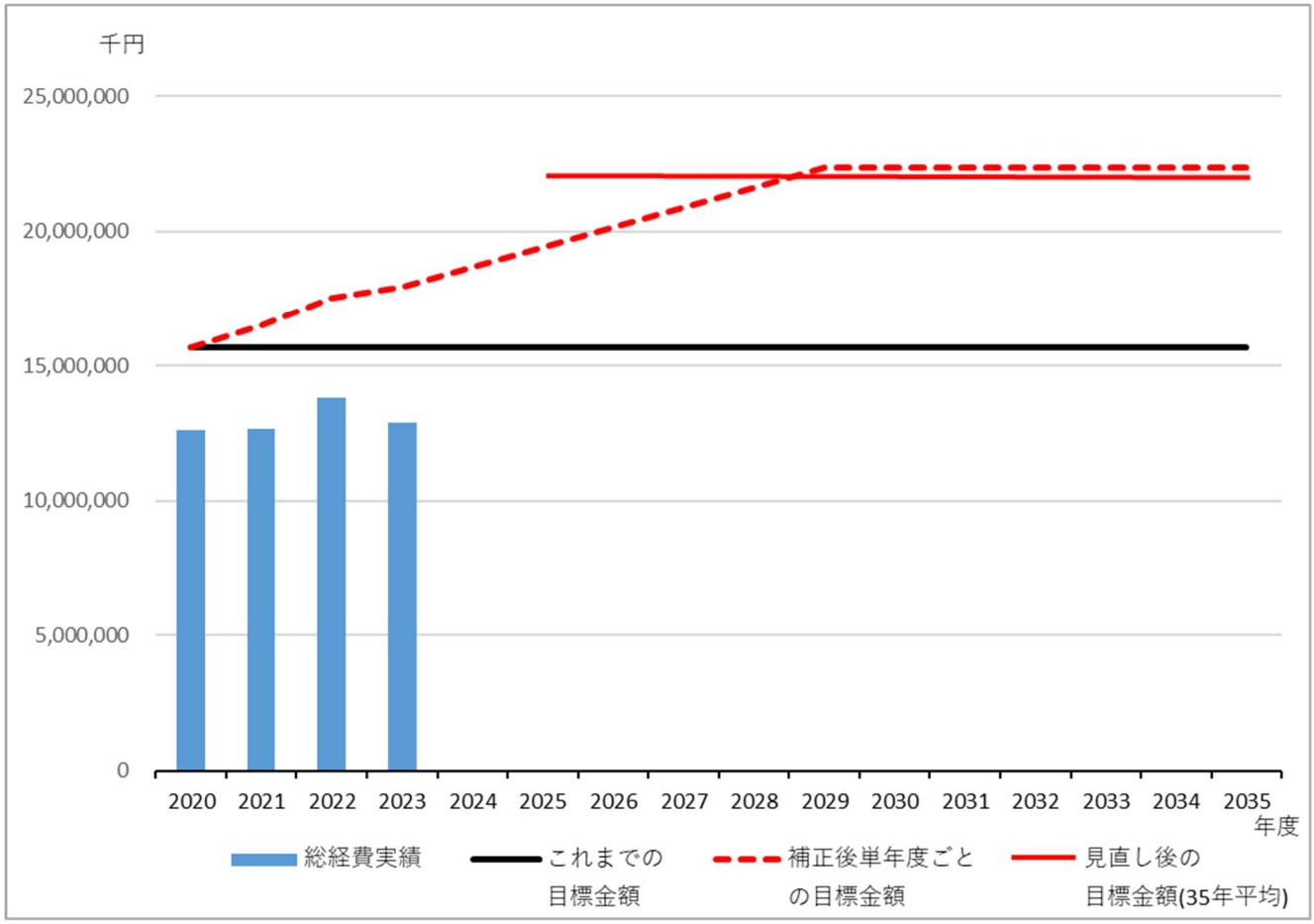

# 第５章　施設区分（類型）ごとの考え方

本章では、地域の中核となる「地域拠点施設」の在り方を提示し（第１節）、建築物（第２節）、インフラ施設（第３節）の順で、施設区分（類型）ごとの考え方を列挙します。

## 第１節　施設の分類と地域拠点施設の考え方

### １　広域施設と地域施設

専ら建築物を想定して「広域施設」と「地域施設」という用語を導入します。

「広域施設」とは、市民全体で共同利用する施設です。市の全域を見渡し、人口分布や各エリア・地域間のバランスも考慮して、対象の施設をいくつ・どこに配置すべきか、という視点からその必要数や配置場所を検討することとなります。市民全体で共同利用する施設[59]という性格上、個々のエリア・地域の立場からの要望を全てかなえることは原理的にできません。

広域施設に該当するのは、庁舎、コミュニティセンターや拠点的な公民館、ホール、図書館、消防署、市民体育館、大規模な公園などです。

「地域施設」とは、専ら各地域の住民が共同で利用する施設です。ここでいう「地域」としては、現時点における１つの学校区（小学校区・中学校区）又は学校区が複数集まったもの（学校統廃合の場合を含む。）を想定しています。１つの学校区（小学校区 ＝ 中学校区）で１つの地域を構成する場合や２小学校区 ＝ １中学校区で１地域の場合、３小学校区 ＝ ２中学校区で１地域の場合など、様々な場合[60]が考えられます。

地域施設に該当するのは、小中学校、地域公民館等の地域の集会施設、地域体育館、保育所、児童クラブなどです。設定された地域ごとに、必要な種類の施設を配置することとなります。

広域施設と地域施設の概要をまとめると、図表 29 のとおりです。

**図表 29　施設の分類**

施設
- 広域施設・・・ 市民全体で共同利用する施設
  （例）庁舎、ホール、消防署、図書館、コミュニティセンターや拠点的な公民館、市民体育館、大規模な公園　など
- 地域施設・・・ 専ら各地域の住民が共同で利用する施設
  （例）小中学校、地域公民館等の地域の集会施設、地域体育館、保育所、児童クラブ　など

59 市民全体で共同利用する施設：例えば、総合的な市民体育館の必要数と配置に関し、「市内に１施設・Ａエリアに配置」という方針が定められたとします。この場合、Ａエリアの住民にとっては近くに市民体育館が存在するという利便性が生じ、Ｂエリアや Ｃエリアの住民は「私達も近くに市民体育館があれば良かった、欲しい」と感じるかもしれませんが、「市内に１施設、市民全体で共同利用」と定めた以上、Ｂ・Ｃエリアの住民も共にＡエリアの施設を利用してもらうことになります。ただし、将来（おそらく約 50～80 年後に）対象施設を更新する機会に、Ａエリア以外への移転を検討することは可能です。

60 様々な場合：理念的には、地域が複数集まってエリア（市域を中央と東西南北に５分割。）になります。また、本計画ではこの地域の区割りを定めずに、あえて融通が利くようにしてあります。その理由は、地域の設定が学校区の範囲を事実上決定し、それが学校の統廃合までを規定することになると想定されるためです。地域の設定は、学校の適正規模・統廃合についての十分な議論等を踏まえ、また、新たな都市計画マスタープラン・立地適正化計画の方向性も確認した上で、なされるべきものです。

次に、地域施設を「中核的地域施設」と「その他の地域施設」に更に分類します。

「中核的地域施設」とは、複合型又は併設型の地域施設を整備等する場合に、他の地域施設の機能の受入先となるべき施設を指します。具体的には、学校統廃合により機能移転した後の学校跡地に「地域拠点施設」を整備した場合などを想定しています。

一方、「その他の地域施設」とは、中核的地域施設以外の地域施設であって、中核的地域施設への複合化、併設、機能移転などの対象・候補となり得るものを指します。具体的には、地域公民館等の地域の集会施設、地域体育館、保育所、児童クラブ、地域子育て支援拠点などです。

地域拠点施設で提供されるべき施設機能・サービスについては、地域住民の考えを聴くとともに、同種の民間施設の機能・サービスの存在を考慮すべきです。その結果、地域によってはある公共施設等が廃止される一方で、民間施設や地域移管によって必要な代替機能が提供されるという状況も想定できます。また、地域施設の統廃合がなされる場合は、統廃合後の施設を再編前の隣接地域同士で共同利用をすることとなります。

地域施設分類の概要をまとめると、図表 30 のようになります。

**図表 30　地域施設の分類**

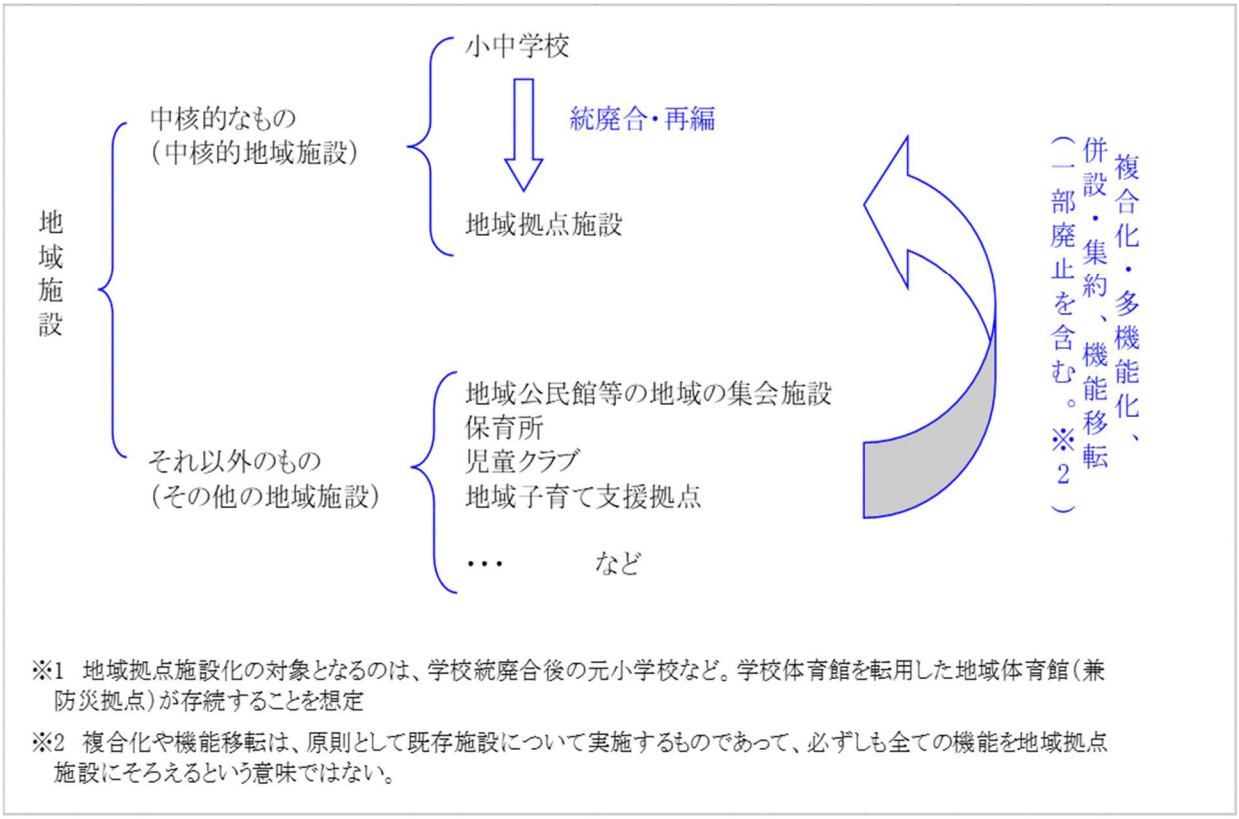


※1　地域拠点施設化の対象となるのは、学校統廃合後の元小学校など。学校体育館を転用した地域体育館（兼防災拠点）が存続することを想定

※2　複合化や機能移転は、原則として既存施設について実施するものであって、必ずしも全ての機能を地域拠点施設にそろえるという意味ではない。

２　地域拠点施設

学校統廃合により学校が移転した場合の跡地について、特に中学校の場合は売却も選択肢となります。跡地を売却する場合、その収入を施設更新等に活用できるだけでなく、都市計画法の基準に適合した形での宅地供給や民間施設・事業所誘致[61]が期待できます。

一方で小学校跡地については､「地域拠点施設」としての再編･整備を図ることを想定します。折衷のケースとして、跡地の一部を売却し、残りの用地で地域拠点施設を再編・整備する場合もあります。

地域拠点施設においては、元の小学校体育館（全て耐震化を完了）は、原則として、地域体育館（兼防災拠点）としてそのまま転用します。また、既存校舎の転用も一時的には選択肢となりますが、管理や使い勝手の問題がある上、維持管理等のコストも過大になりますので、転用した場合であってもそのまま使用し続けるのではなく、除却や適正な規模への減築等を検討します。

なお、地域の生活利便性の維持確保のため、地域拠点施設（小学校跡地）は、その広さを活かして駐車場・駐輪場として整備し、ゆうゆうバスや民間路線バスの停留所として地域公共交通網の結節点[62]となるように活用する方法もあります。

また、必要に応じ、地域住民、特に高齢者の日常生活の利便性向上に資するコンビニ、診療所、薬局等の民間施設の誘致を図るため、これら事業者への土地の売却や貸付けを行う方法もあります。

移転した小学校に通っていた児童は、この地域拠点施設（学校跡地）まで「登校」し、ここからスクールバスで通学する方法も想定できます。

将来的には、地域拠点施設が対象地域における地域活動を支えるハード面の基盤となるよう、先を見据えた再整備を行うことが要請されます。学校統廃合・公民館等再編と絡めた地域拠点施設整備のイメージは、図表 31 のとおりです。

61 宅地供給や民間施設・事業所誘致：市街化区域内であれば活用の選択肢が広がります。市街化調整区域内では、住宅新築に関しては、都市計画法第 34 条第 12 号による指定区域の場合、分家住宅等に限定されるという規制があります。なお、同条第 11 号による指定区域の場合は、一般住宅の新築も可能です。

62 地域公共交通網の結節点：結節点として機能するようになれば、元々小学生が歩ける距離ですので、健康な高齢者であれば徒歩でのアクセスも想定できます。一般に 1 日に 8 千～1 万歩以上歩くと健康に良いとされていますが、習慣的なウォーキングの励行は、手軽な方法で市民の健康維持・増進を図れる上、医療費削減という財政上の利点もあります。地域拠点施設を含む施設の統廃合・再配置に当たっては、福祉施策・健康増進施策との連携についても検討が必要です。なお、地域公共交通網の結節点としても位置付けられるべきであるという点では、小中学校（複合施設）も同様です。

図表 31　地域拠点施設整備のイメージ（学校統廃合・公民館等再編のイメージ）

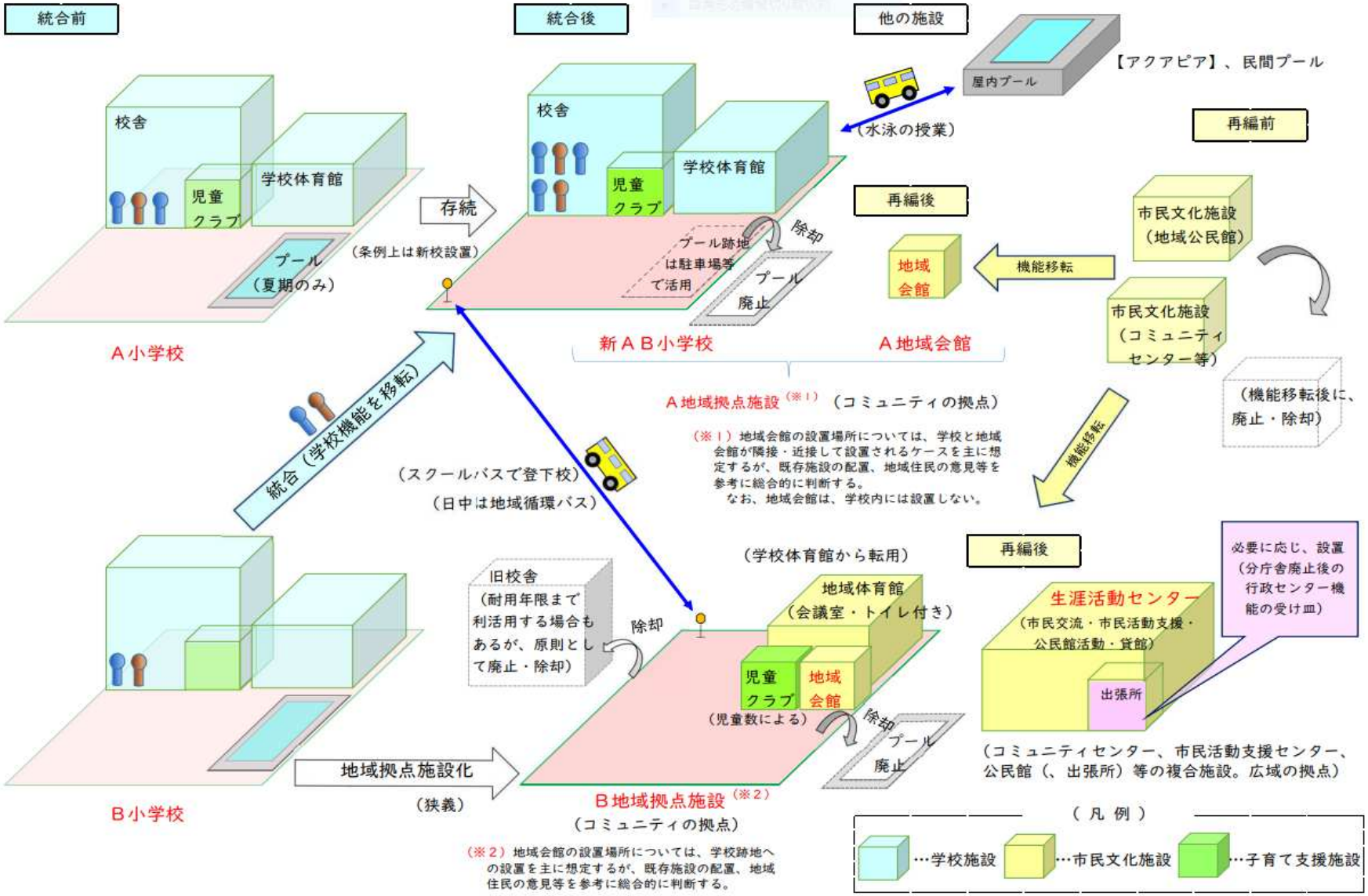

## 第２節　建築物

本節では、本市の公共施設等のうち建築物について、主に統廃合、集約等の施設再編の視点から、施設区分ごとの基本的な考え方や方針・方向性を下記のとおり提示します。

なお、各施設の具体的な計画は、「熊谷市個別施設計画」にて取りまとめています。

### １　庁舎等

庁舎機能を本庁舎建替え時に新庁舎に集約する（分庁舎方式の廃止）。分庁舎方式のメリットである行政センター機能の受け皿として、必要に応じ、生涯活動センターへの出張所設置を検討する。

【想定される主な施設】北部地域振興交流拠点

### ２　行政施設等

維持管理手法の見直し等により統合・廃止できる施設を検討する。また、事業完了等により必要なくなった施設は順次廃止・除却する。

### ３　市民文化施設

生涯活動センターは、基本的にコミュニティセンター、市民活動支援センター、公民館等の複合施設とし、必要に応じて出張所機能（窓口）を併設する。各エリアに設置する生涯活動センターと、各地域・校区に身近な地域会館等とで、役割分担して機能存続を図る。

地域公民館、各種会館、老人憩の家等の地域施設は、耐震性に課題・老朽化の施設の廃止を進めつつ、生涯活動センター等への機能移転によるサービス維持を検討する。

農村センター、農業研修センター等の農業振興施設（「８　産業施設」に該当するものを除く。）は、利用実態を踏まえ貸館機能の維持の検討や、廃止または地元への譲渡を検討する。

地域コミュニティセンター等は、地元への譲渡を検討する。

【想定される主な施設】（仮称）第２中央生涯活動センター

### ４　社会教育施設

ホールは、規模・グレードともに適地に集約する。施設の更新時に、適正規模、再配置、併設すべき機能等も含めて検討する。

図書館は、人口分布等を踏まえた新設を含む再配置を検討・推進する。

博物館的施設は、歴史・民俗、美術、埋蔵文化財のテーマ別による施設再編と全市的再配置を検討・推進する。

### ５　人権施設

施設の耐久年限や老朽化の状況に応じ、存続の可否を検討する。集会所は、耐震性や老朽化、利用率等の基準により存続等の可否を検討する。

６　保健福祉施設

子育て支援・保健拠点施設「くまキッズ」内に熊谷市保健センターと休日・夜間急患診療所を整備することで、初期救急医療や健康づくりのサポート体制の充実を図り、施設の集約化や廃止を進める。

【想定される主な施設】子育て支援・保健拠点施設「くまキッズ」

７　水浴施設

全年齢層向けの屋内型水浴施設を各エリアに整備する。老人福祉センターのような高齢者専用施設からの転換を図るとともに、水泳の授業も実施可能な施設（学校プール機能の受入先）として位置付ける。ただし、民間施設の利用も併せて検討する。

【想定される主な施設】（仮称）アクアピア２

８　産業施設

めぬま有機センターは、代替の処理方法への移行後の廃止を想定する。

大里穀類乾燥調製施設「ライスセンター」は、民間譲渡を検討する。

その他の加工施設等は、民間譲渡、（仮称）道の駅「くまがや」への機能移転等を検討する。

【想定される主な施設】（仮称）道の駅「くまがや」

９　消防施設

常備消防施設は、江南分署・大里分署の機能を集約する（仮称）南部消防庁舎の整備を進める。

消防団車庫は、更新時に近隣の常備消防施設や地域拠点施設への併設・複合化を検討する。

【想定される主な施設】（仮称）南部消防庁舎

10　環境施設

ムサシトミヨ保護センター、公衆トイレ、一般廃棄物最終処分場等は存続とする。その他の環境施設は、耐用年限経過により移転・廃止をする。

大里広域市町村圏組合解散後の環境施設について、方針の検討を行う。

【想定される主な施設】（仮称）新熊谷衛生センター

11　防災・河川施設（倉庫）

水防倉庫等は存続とする。

防災の拠点となる防災倉庫の整備について検討する。

12　公園・スポーツ施設

市民体育館の更新等の機会を捉え、周辺の再整備も含めた活用方策を検討する。その他の体育施設については、地域体育館機能の供給状況（学校体育館の共同利用を含む。）を見据えつつ更新の可否を検討する。

【想定される主な事業】荒川公園周辺再整備事業

13　公共交通施設等

本町駐車場は、管理業務の見直しを行い当面存続とする。その他の各駐車場・駐輪場・駅自由通路は存続とするが、屋根付きバス待合所は、条例廃止後に除却する（通常のバス停留所へ移行）。

14　葬斎施設

2030 年度期（第 2 期後半）以降を目安に炉や収骨室の増設を検討する。更新時には火葬場機能のみの存続（斎場機能は民間）も検討する。

15　学校施設

「熊谷市立学校の適正な規模に関する基本方針」（小学校は 12～18 学級、中学校は 9～18 学級を適正規模とする。）に従い、学習環境改善のため規模適正化を推進する。

学校プールは、水泳授業の校外方式導入に合わせ順次廃止する。

また、新熊谷学校給食センターの整備により、衛生管理基準に適合した安全安心な給食を提供し、老朽化した自校式の給食室を廃止する。

【想定される主な施設】新熊谷学校給食センター

16　子育て支援施設

子育て支援・保健拠点施設「くまキッズ」内の「こども館」をはじめ、安心できる子育て環境と健やかな暮らしを支える施設整備を推進する。

保育所は、施設の統合等により機能を維持・強化する。

児童クラブと地域子育て支援拠点は、現在の方向性を維持する。

【想定される主な施設】子育て支援・保健拠点施設「くまキッズ」

17　し尿処理施設

第一水光園敷地内に新施設を整備し、第一水光園、荒川南部環境センター及び妻沼南河原環境浄化センターの 3 施設の機能を集約する。

【想定される主な施設】（仮称）汚泥再生処理センター

18　市営住宅

募集停止中である準耐火構造の住戸（政策空家）を除き、計画的な修繕・改善により市営住宅の長寿命化を進め、引き続きその有効活用を図る。中層耐火構造の施設を計画的に維持管理するとともに、残りの準耐火構造の住戸については住替え・除却を進める。

なお、建築物の整備・更新等は、都市計画法、建築基準法等の関係法令の規定・制約を遵守しつつ行われる必要があります。これらによって定められた開発要件等との関係上、事業内容が変更・修正される場合もあります。

## 第３節　インフラ施設

本節では、本市の公共施設等のうちインフラ施設について、施設区分ごとの基本的な考え方を下記のとおり提示します。

⑴　方針又は方向性

⑵　具体的な基準・取組を記載する計画等の名称

### １　公園

⑴　原則存続とする（附属施設については、前節「７　水浴施設」及び「12　公園・スポーツ施設」も参照）。

⑵　熊谷市個別施設計画　⑦水浴施設、⑫公園・スポーツ施設編

### ２　道路

⑴　既存路線については、路線の重要度と健全度に基づいて点検・修繕の優先順位を設定するとともに、従来からの事後保全型に加え、予防保全型の維持管理手法を導入する。優先度の高い路線は予防保全型、それ以外は事後保全型による維持管理（必要に応じ更新）を行う。新規路線については、総合振興計画又はこれに基づく都市計画マスタープラン・立地適正化計画上必要とされる場合に、整備するものとする。

⑵　熊谷市道路修繕計画

### ３　橋梁

⑴　既存橋梁については、橋梁の重要度と健全度に基づいて設定された優先順位に従い、予防保全型の修繕を実施していく（原則として、架替えは想定しない。）。

横断歩道橋についても、同様とする。

新規橋梁については、総合計画又はこれに基づく都市計画マスタープラン・立地適正化計画上必要とされる場合に、整備するものとする。

⑵　熊谷市橋梁長寿命化修繕計画

熊谷市横断歩道橋長寿命化修繕計画

### ４　上水道

⑴　経営基盤の強化と効率的な事業運営により、施設の適正な維持管理と管路の更新に努める。具体的には以下の取組を推進する。

ア　施設・管路耐震化の推進、老朽管更新の継続、適切な設備更新の実施

イ　施設及び水質の監視・管理の継続、水質向上策の検討

ウ　健全経営の維持、適正料金水準の検討

エ　施設能力適正化の研究、漏水調査の継続、広域連携の検討、新技術導入の検討

⑵　熊谷市水道事業ビジョン

熊谷市水道事業基本計画

熊谷市水道事業アセットマネジメント計画

熊谷市水道施設耐震化計画

熊谷市水道事業経営戦略

５　公共下水道

⑴　既存施設については、施設の重要性や社会的な影響度、劣化状況把握・不具合発生時期の予測の容易さにより対象施設を分類し、状態監視保全・時間計画保全・事後保全のいずれか適切な手法による維持管理・更新を行う。

新規施設については、荒川左岸側において市街化区域の整備を進める。

⑵　熊谷市公共下水道ストックマネジメント計画

熊谷市下水道事業経営戦略

熊谷市生活排水処理基本計画

６　農業集落排水施設

⑴　既存施設については、機能保全上の措置の同期化・平準化により適正な維持管理を行う。また、処理区の統合や公共下水道への接続により処理施設の削減を目指す。

⑵　熊谷市農業集落排水施設最適整備構想

熊谷市下水道事業経営戦略

熊谷市生活排水処理基本計画

７　河川等管理施設

⑴　機能診断の調査結果・評価を踏まえた保全対策の方針に従い、適切な機能保全対策を講じる。

⑵　熊谷市個別施設計画　⑪防災・河川施設編

# 第６章　本計画の見直し等に当たっての留意事項・視点

本章では、本計画の見直しや運用、また、本計画の下位計画である各個別施設計画等の見直しや運用の際に留意すべき事項・視点を示します。

## 第１節　行政サービスの水準と民間施設の活用等について

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していく前提として、行政サービスのあるべき水準を検討することが望ましいことから、基本方針ではその目安として市民１人当たりの施設面積に着目した検討を行いました。本計画では基本方針におけるような定量的な分析は省略していますが、公共施設等の数量は削減しても市民サービスの水準は落とさない、可能であればむしろ向上させるという立場自体は踏襲しています。

また、個別の公共施設等において提供しているサービスの必要性の検討に際しては、民間による代替可能性など公共施設等とサービスの関係について十分に留意することが必要です。民間施設の活用と屋内型水浴施設の整備を前提とした校外方式による水泳授業の導入（学校プールの廃止）の方針は、そのような検討の結果です。

行政サービスの水準を具体的にどの程度に設定すべきか、また、民間施設・民間サービスをどのように活用すべきかについては、新技術の実用化・普及の予測も含め、留意すべきです。

## 第２節　新規整備の許容と抑制について

不要・老朽施設の廃止・除却が公共施設マネジメントの一側面ではあるものの、廃止や除却ばかりでは「まち」としての魅力がなくなってしまうため、公共施設マネジメントのプラス面をアピールできるような新規整備も必要です。特に建築物については、既存施設の廃止とセットになった新規整備という形で、差引きでの総量削減と施設の機能・魅力向上とが一体となっているような施策の推進が望ましく、また許容されると考えられます。生涯活動センターの整備や子育て支援施設・保健拠点施設の整備は、そのような方向性を目指しています。

一方でインフラ施設については、多くの施設区分において、今後も新規整備が継続されることが見込まれています。今後 40 年間の保有量推計では、道路面積は約 1,090 万$m^2$（2019 年度）が約 1,120 万$m^2$（2059 年度）へと約 3%増加、上水道管延長は約 1,180ｋｍ（2019 年度）が約 1,300ｋｍ（2059 年度）へと約 10%増加、公共下水道管渠延長は約 51ｋｍ（2019 年度）が約 63ｋｍ（2059 年度）へと約 23%増加の見込みです。

人口減少下でのインフラ施設の増加は、市民１人当たりではより大きな負担となってのし掛かってくるため、何とかその抑制を図りたいところですが、道路や上下水道は日々の生活の基盤である以上、抜本的なコンパクトシティ化を推進しない限り、その抑制・削減は極めて困難です。総合計画でも「多核連携型コンパクト＆ネットワークシティ」の形成を目指しているところですが、都市計画マスタープラン・立地適正化計画において、コンパクトシティに向けた具体的な方向性を示すことを目指しています。

## 第３節　隣接市町との広域連携等について

本市では、現在のところ廃棄物処理と介護保険については一部事務組合の形で既に広域連携を行っています（大里広域市町村圏組合）。また、深谷市と寄居町とは、「公の施設の相互利用に関する協定」を締結しており、市民体育館、ホール等の協定対象施設について、相互に、施設設置市町の住民と同等のサービス[63]を受けられるようになっています。

隣接市町との広域連携については、原則としては現状を維持しつつ、より効率的な連携又はより住民サービスに資する連携の可能性を探るべきです。ただし、広域連携には財政負担の問題（負担は公平になされているか）や距離の問題（施設まで遠すぎる）もありますので、連携拡大・推進の選択肢とともに、連携縮小・解消の選択肢も常に保持すべきであると考えます。

さらに、国や県が整備や管理をしている施設が市内又は近隣にある場合は、その施設が同種の市有施設の機能を代替している点も考慮した上で、それらの施設との連携や、既存施設の統廃合・再配置等を検討することが必要です。

63 施設設置市町の住民と同等のサービス：例えば、熊谷市民が深谷市の施設を利用する場合、深谷市民と同等の料金で利用可能です。

# 付録

公共施設マネジメントに関する取組の経過は、図表 32 のとおりです。
また、最新の動向については、市ホームページを参照[64]してください。

**図表 32　公共施設マネジメントに関するこれまでの取組**

| 年度 | 年月<br>(元号) | 主な取組 |
|---|---|---|
| 2014 | H27. 3 | 「熊谷市公共施設アセットマネジメント基本方針」※1策定 |
| 2017 | H29. 4 | 「熊谷市公共施設アセットマネジメント基本計画」※2策定 |
| | H29. 9 | 「熊谷市公共施設白書」作成 |
| 2019 | R1. 6 | 公共施設再編方針案(個別施設計画案の前身)の公表 |
| | R2. 3 | 「熊谷市個別施設計画」※3策定 |
| 2020 | R3. 3 | 「熊谷市公共施設等総合管理計画」※4策定 |
| 2022 | R5.3 | 「熊谷市個別施設計画」改定 |
| 2025 | R8.3 | 「熊谷市公共施設等総合管理計画」改定 |

(※1) 国が策定を要請する「公共施設等総合管理計画」に該当
(※2) 基本方針に従い、取組の基準・枠組み等を定めるもの
(※3) 国が策定を要請する「個別施設計画」に該当。インフラ施設等の所管課が独自策定する分の各個別施設計画も同時期までには策定完了
(※4) 基本方針・基本計画を一体で改定したもの

64 市ホームページを参照：(市ＨＰ) トップページ ＞ 各課のページ ＞ 施設マネジメント課 ＞ 公共施設アセットマネジメントについて

熊谷市公共施設等総合管理計画

平成 27 年 3 月策定

（策定時の名称：熊谷市公共施設アセットマネジメント基本方針）

令和 3 年 3 月改定

令和 8 年 3 月改定（予定）

熊谷市総合政策部施設マネジメント課

048-524-1111（内線 210）